



# 金沢市公報

号外第5号の3

平成22年(2010年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次

● 告 示

○平成19年告示第197号（個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について）の廃止について

(美術工芸大学) 1

ページ

● 監査公表

○監査公表（第5号－第8号）（監査事務局） 1

## 告 示

●金沢市告示第74号

平成19年告示第197号（個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額について）は、廃止します。

平成22年3月31日

金沢市長 山 出 保

## 監 査 公 表

●金沢市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した経営に係る事業の管理監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成22年3月31日

金沢市監査委員	篠	田		健
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	玉	野		道
金沢市監査委員	中	西	利	雄

第1 監査の概要

1 監査の対象事業

ガス事業

2 監査の期間

平成21年6月5日から平成22年3月25日まで

3 監査を執行した監査委員

篠田 健、中島秀雄、玉野 道、中西利雄、宮保喜一、田中 仁

なお、宮保喜一、田中 仁は平成21年6月11日に退任し、代わって同月12日に玉野 道、中西利雄が就任した。

4 監査の範囲

平成21年度におけるガス事業の経営に係る事業の管理（ただし、必要と認められた平成20年度以前のものを含む。）

5 監査の対象項目

(1) 中長期基本計画の進行管理

(2) 料金の設定

(3) 料金の徴収

- (4) ガス安定供給に向けた取組
- (5) ガス拡販営業の取組
- (6) 経営基盤健全化の取組

## 6 監査の方法

監査にあたっては、当該事業が法令等に従って適正かつ効率的・効果的に行われているかを主眼とし、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

## 第2 監査の結果

ガス事業の経営に係る事業の管理については、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、経営に係る事業の管理状況及び改善意見は、以下のとおりである。

### 1 ガス事業の概要と中長期基本計画の進行管理

#### (1) ガス事業の概要

本市のガス事業は、明治41年に本市企業局の前身である金沢電気瓦斯株式会社が都市ガスの供給を開始して以来、平成20年度で100年を迎えている。

この間、市政の発展とともに供給区域の拡大や安全性の向上に努め、12年度からは熱量変更事業（※）を開始し、近年はLNG（液化天然ガス）を原料とした都市ガス製造比率を高め、二酸化炭素排出量が少なく環境に優しい都市ガスの安定供給に努めてきたところである。

#### （※）熱量変更事業

ガス事業者が供給するガスのカロリー（熱量）を変更することをいい、日本ガス協会を中心に策定した「IGF21計画」では、22年を目途に、全国の都市ガスをこれまでの石炭・石油等を原料とした低カロリーガスから、液化天然ガスやLPG（液化石油ガス）を原料とした高カロリーガスへ統一することを目指している。

そのメリットとしては、

- ・ お客さまのガス機器選択の幅が広がり、転居の際にも、それまで使用してきたガス機器がそのまま使えること
- ・ 一酸化炭素を含まず、二酸化炭素排出量の少ない環境に優しいエネルギーである天然ガスの活用が促進されること
- ・ 既存ガス管の口径拡張をせずにガスの輸送能力が向上できることにより、長期的なコストダウンを通じた供給基盤の強化が図れること

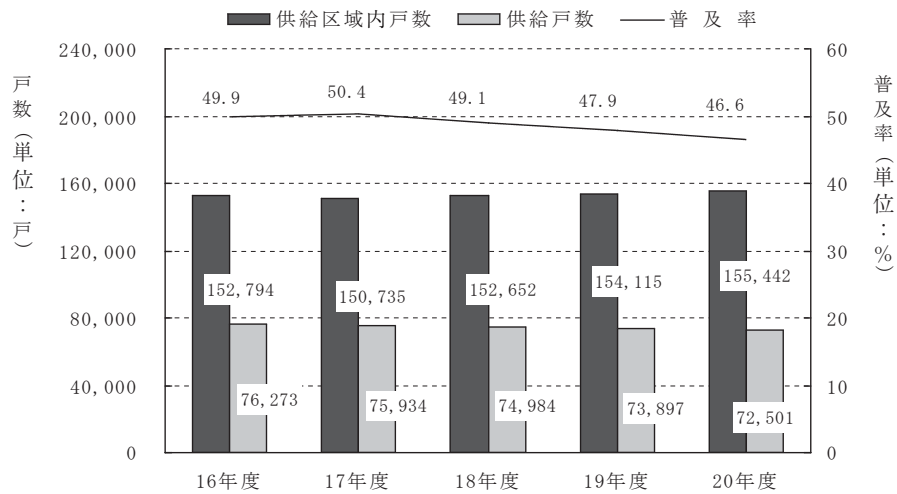
などがあり、本市のガス事業においては、12年8月に熱量変更事業を開始し、15年12月に完了している。

しかし、都市ガス事業は全国的には民間が中心の事業（民間180社、公営31事業者）であり、公営ガス事業者を取り巻く環境は、規制緩和の進展やエネルギー間の競争激化により年々厳しさを増しており、全国的に公営ガス事業の民営化が進められてきたところである。

本市のガス事業においても厳しい状況が続いており、ガス販売量は業務用需要の拡大により全体では増加しているものの、供給戸数は、新築・リフォーム時のオール電化への移行件数の増加に伴い家庭用で減少していることから、全体では13年度末の78,221戸（普及率51.9%）をピークに、20年度末では72,501戸（普及率46.6%）と漸減している。

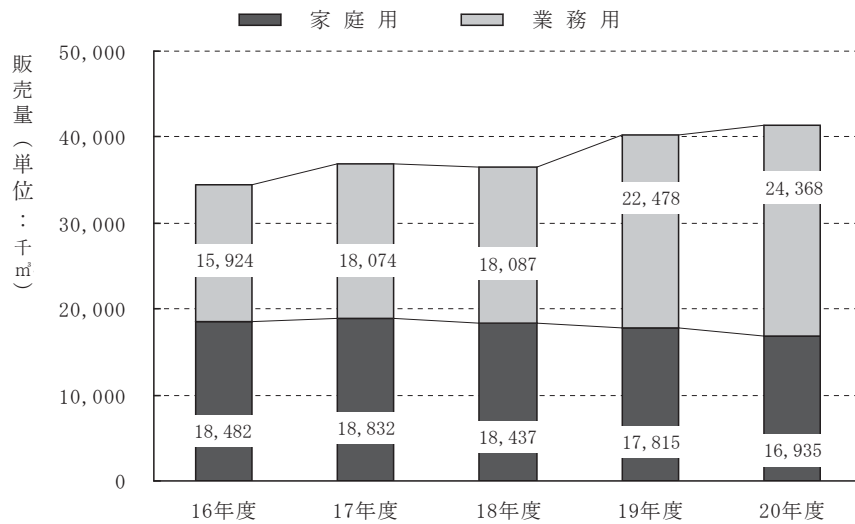
また、熱量変更事業実施に係る多額の投資負担や、近年の原料価格の高騰もあって、経営状況も悪化の一途をたどっており、20年度末では累積欠損金が約116億円と巨額なものとなっている。

【一般ガス普及率の推移】

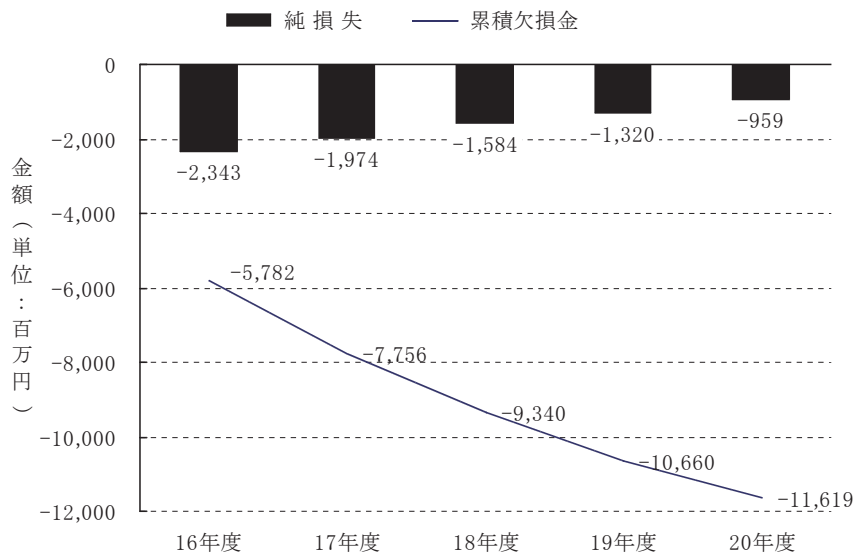


(注) 供給戸数は年度末の開栓メーター数である。

【一般ガス販売量の推移】



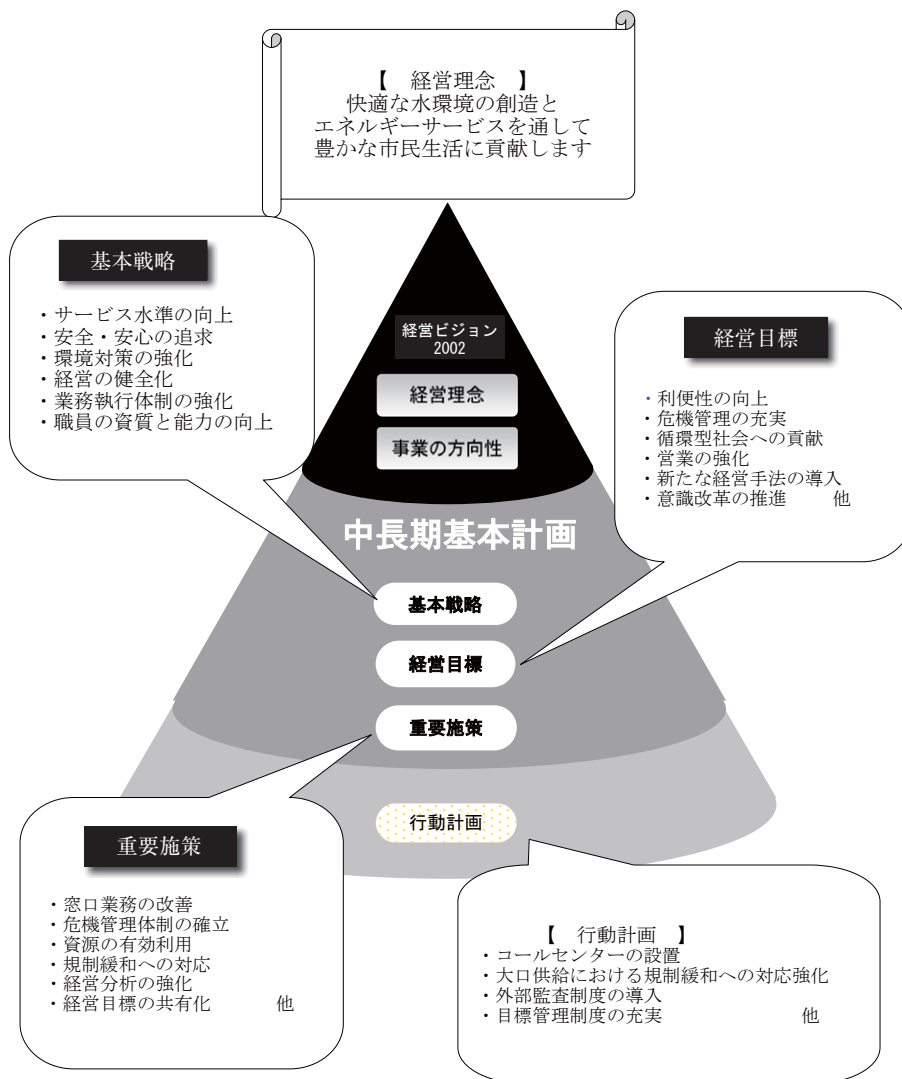
【当年度純損失及び累積欠損金の推移】



(2) 中長期基本計画の推進体制及び推進方法

中長期基本計画は、計画性、透明性の高い企業経営を推進するため、ガス事業も含めた企業局所管事業を網羅して平成18年3月に策定されたものである。

中長期基本計画の位置付け及び概念図は、以下のとおりである。



また、この中長期基本計画は、経営ビジョン2002で示された経営理念を具現化するためのものと位置付けられ、計画期間を18年度から27年度までの10か年とし、基本戦略や経営目標を設定するとともに具体的な行動計画も策定されている。ただし、ガス事業については、エネルギー環境の変化が著しく長期的な計画では時代の変化に適切に対応することが困難となることから5か年（22年度まで）としている。

なお、計画を推進するため、次表のとおり特別経営会議、部内戦略会議、行動計画検討会議を設置し、評価・分析を継続的に行い、業務のマネジメントサイクルを途絶えることなく実施することとしている。

区分	会長	会議メンバー	計画名	主な検討事項	内容
特別経営会議	局長	各部長ほか	基本計画	経営目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>最高意思決定機関</li> <li>経営目標の決定</li> <li>重要施策の進捗管理・調整</li> </ul>
部内戦略会議	各部長	各課長ほか		重要施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要施策の検討</li> <li>重要施策の達成状況を評価し上部会議に報告</li> <li>行動計画の進捗管理・調整</li> </ul>
拡大戦略会議	主管部長	各部長、各課長ほか			<ul style="list-style-type: none"> <li>2部以上にまたがる重要施策については、拡大戦略会議を開催</li> </ul>
行動計画検討会議	各課長	各課長補佐、総括ほか	行動計画	行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要施策における具体的な行動計画の検討</li> <li>行動計画の達成状況を評価し上部会議に報告</li> </ul>

## ① 基本計画を推進する会議の状況

19年度から中長期基本計画に規定されている各会議を設置し、次表のとおり実施している。

年	月	特別経営会議	部内戦略会議	行動計画検討会議	その他	特記事項
19	5		第1回「部内戦略会議」開催	第1回「行動計画検討会議」を開催		実施や策定年度が明記されているものについて実施計画書・年間計画書を作成
19	7				第2回経営懇話会開催	議題「安全・安心の追求」「環境対策の強化」
19	11		第2回「部内戦略会議」開催	第2回「行動計画検討会議」を開催		中間報告書作成、評価
20	1				第3回経営懇話会開催	議題「サービス水準の向上」「職員の資質と能力の向上」
20	2		第3回「部内戦略会議」開催	第3回「行動計画検討会議」を開催		年間報告書作成、評価
20	3	第1回「特別経営会議」開催	第4回「部内戦略会議(拡大戦略会議)」開催			重要施策の年間評価・検証
20	9				第4回経営懇話会開催	議題「経営の健全化」「業務執行体制の強化」
21	1				第5回経営懇話会開催	議題「金沢市企業局中長期基本計画に対する提言(案)」
21	3	第2回「特別経営会議」開催	第5回「部内戦略会議」開催			重要施策の年間評価・検証
21	5		第6回「部内戦略会議」開催	第4回「行動計画検討会議」を開催		20年度進捗状況評価

## ア 行動計画検討会議

各課ごとに設けた行動計画検討会議では、中長期基本計画に掲げた行動計画（20年度：188項目【うちガス事業125項目】）のうち関係するものについての達成状況を評価し、検討している。

第1回は、21のプロジェクトチームやワーキンググループで取り組んでいる27項目の重要・主要なものについて年間計画書の作成などを行い、第2回は、その進捗状況を評価するとともに、中間報告書を作成し部内戦略会議に報告している。また、第3回は、これらの年間評価を実施するとともに、年間報告書を作成し部内戦略会議に報告している。第4回は、20年度における進捗状況を評価し、22年度に予定している中長期基本計画の見直しに向けた行動計画の課題の検討を行い、部内戦略会議に報告している。

## イ 部内戦略会議

部内戦略会議では、重要施策の達成状況を評価するとともに、行動計画の進捗管理等を行っている。

第1回は、行動計画検討会議から報告された年間計画書の確認などを行っており、第2回は、中間報告書を評価・検討している。また、第3回は、年間報告書を作成し、総括評価を実施している。第4回は、拡大戦略会議を開催し、19年度にプロジェクトチームやワーキンググループで取り組んでいる重要・主要な行動計画の年間総括評価・検証を実施している。

第5回は、22年度に予定している中長期基本計画の見直しに向けた行動計画の課題と改善対応策を検討している。第6回は、20年度にプロジェクトチームやワーキンググループで取り組んでいる重要・主要な行動計画の年間評価・検証を実施している。

なお、部内戦略会議は、中長期基本計画では行動計画を体系化した重要施策の達成状況を評価し上部会議に報告することとなっているが、評価対象はプロジェクトチームやワーキンググループで取り組んでいるものに限られており、重要施策としての評価はなされていない。

## ウ 特別経営会議

特別経営会議では、最高意思決定機関として重要施策の進捗管理・調整を行うこととしている。

各年度末における重要施策の年間評価等を行うため会議をこれまで2回開催している。この会議のほか、主要事項・懸案事項ヒアリングや局議等の中で進捗状況の把握を行っている。

## エ その他

計画にはないが、外部識者の意見を聞く経営懇話会をこれまで5回開催しており、21年2月には中長期基本計画の着実な実施に活かすために「中長期基本計画に対する提言」を受けている。

## (3) 基本戦略の進捗状況

中長期基本計画においては、ガス事業関係で6つの基本戦略、21の経営目標を掲げ、その達成水準を評価するため24の管理指標を設定しており、各管理指標を定期的にチェックすることとしている。

以下、各基本戦略ごとの進捗状況を、管理指標の達成状況を中心にみていくこととする。

なお、①～⑥の表中の現状(値)は平成21年3月現在における数値であり、印については、

- ：目標値(22年度)を既に上回っているもの
- ◇：計画策定時から進捗している、又は数値が上昇しているもの
- ⇒：計画策定時から進捗していないもの
- ▽：計画策定時から後退している、又は数値が下降しているもの
- 無：現状では目標値との比較ができないもの

を示している。

## ① サービス水準の向上【基本戦略1】

お客さまに十分満足してもらえる事業運営の実現を目的とし、4つの経営目標を掲げている。経営目標ごとの管理指標の目標値と現状値は、次表のとおりである。

経営目標	管理指標		計画策定時	現状(値)		目標(値)
	項目	内容・算定式等				22年度
利便性の向上	お客さまからの評価指標	お客さま対応について「満足」、「やや満足」と感じた割合	(15年度お客さま満足度調査結果) 26.8%	(22年度調査予定)		50%以上
信頼性の向上	お客さまからの評価指標	サービスについて「信頼できる」、「やや信頼できる」と感じた割合	—	(22年度調査予定)		50%以上
公平性の確保	ガス供給手法の検討	ガス供給手法と実施の可否の検討	—	検討中	⇒	検討済みであること
料金体系の見直し	合理的な料金体系の構築	料金体系見直し実施の有無	—	21年4月改定で対応	○	実施済みであること

## &lt;利便性の向上・信頼性の向上&gt;

お客さま満足度調査結果の向上を目標値として設定しており、21年12月にコールセンターを開設し、年中無休(年始1～3日を除く。)で開閉栓、ガス器具修繕の受付・問い合わせに対し、ワンストップサービスを提供するなど、22年度調査での目標達成に向けて取り組んでいる。

## &lt;公平性の確保&gt;

市内全域へ都市ガスを供給する手法等の検討は、供給要望のあるエリアについて広報誌アンケートから情報収集するにとどまっている。

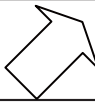
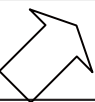
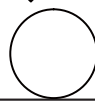
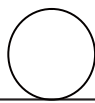
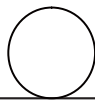
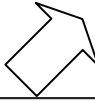
## &lt;料金体系の見直し&gt;

21年4月の料金値上げ改定に併せて、費用負担の公平性の観点から使用量区画を3区画から5区画に細分化したほか、家庭用高効率ガス給湯器の利用者を対象に「エコ上手プラン」を新設するなど料金体系の見直しを実施している。

## ② 安全・安心の追求【基本戦略2】

お客さまの安全で安心な暮らしを守るため、施設の適正な維持管理を目的とし、6つの経営目標を掲げている。経営目標ごとの管理指標の目標値と現状値は、次表のとおりである。

経営目標	管理指標		計画策定時	現状(値)		目標(値)
	項目	内容・算定式等				22年度

維持管理の充実	お客さまからの評価指標	サービスについて「安心」、「やや安心」と感じた割合	(15年度お客さま満足度調査結果) 31.9%	(22年度調査予定)		50%以上
老朽化対策の推進	老朽管残存延長	対象：ねずみ铸铁管の長さ(計画どおり実施されること)	(16年度末実績) 65km	(20年度末実績) 51km		40km以下
耐震化の推進	基幹施設の耐震化数	対象：14施設	(16年度末実績) 10施設	(20年度末実績) 13施設		対応済みであること
施設規模等の適正化	余裕率(1-最大稼働率)	突発的な新規需要に対応できること{1-(1日最大送出量/施設能力)}×100(5か年平均値)	(15~16年度平均) 28.9%	(16~20年度平均) 25.3%		(18~22年度) 20~40%
危機管理の充実	震災訓練の参加(延べ)人数	総合的な訓練を通して震災時対応が適切にできること	(17年度実績) 145人	(20年度実績) 205人		170人以上
	事故等対応訓練の回数(事業別)	突発的な大事故に適切に対応できること	—	(20年度実績) 3回		1回以上/年
適正使用の推進	適正使用に関する広報回数	広報誌による継続的な適正使用に関するPR実施回数	(17年度実績) 1回/年	(20年度実績) 3回/年		4回以上/年

<維持管理の充実>

お客さま満足度調査結果の向上を目標値として設定しており、管路及び基幹施設の適正維持に取り組んでいるほか、安定した原料の確保を図るため3ルートからの原料供給体制を整えるなど、22年度調査での目標達成に向けて取り組んでいる。

<老朽化対策の推進・耐震化の推進>

ねずみ铸铁管等老朽管の更新については、当初の計画を5年前倒しし27年度に完了する計画を策定し、毎年更新を実施している。また、基幹施設の耐震化についても、ガスホルダー1基を残すのみとなり、着実に計画が実施されており目標達成に努めている。

<施設規模等の適正化>

突発的な新規需要に対応するために施設の余裕率を管理指標に掲げており、現状は目標値の範囲内にある。

<危機管理の充実>

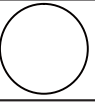
震災訓練参加人数、事故等対応訓練回数を管理指標としている。震災訓練については机上訓練、実地訓練等を毎年実施し、参加人数は既に目標値を上回っており、事故等対応訓練についても、実施回数は既に目標値を上回っている。

<適正使用の推進>

広報誌による安全型ガス機器の普及促進を含めた需要家に対する適正使用の啓発PR実施回数を管理指標としており、その回数は計画策定時に比べ増加し目標達成に努めている。

③ 環境対策の強化【基本戦略3】

地球環境の保全を推進するため、環境負荷の低減や循環型社会の形成に配慮した事業運営を目的とし、2つの経営目標を掲げている。経営目標ごとの管理指標の目標値と現状値は、次表のとおりである

経営目標	管理指標		計画策定時	現状(値)		目標(値)
	項目	内容・算定式等				22年度
循環型社会への貢献	温室効果ガスの削減率	金沢市地球温暖化防止実行計画2005」の実現(目標値:22年度に15年度実績値の4.3%削減)	(15年度実績値)	(22年度測定予定)		15年度実績値より4.3%削減
環境マネジメントの推進	環境マネジメントシステム構築の達成度	企業局全局を通じたマネジメントシステムの構築(ISO14001取得と同程度に実現)	—	オフィス部門環境マネジメント構築		構築済であること

＜循環型社会への貢献＞

LNG（液化天然ガス）からの製造割合を高めてきたことにより、20年度においては二酸化炭素排出量を前年度に比べ4,070 t 削減するなど、温室効果ガス削減の目標達成に努めている。



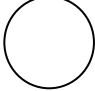

＜環境マネジメントの推進＞

ガス製造施設（港エネルギーセンター）では、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）」に基づき環境負荷の低減と循環型社会の形成に努めている。

さらに、企業局全体でISO14001と同程度の環境負荷の低減を図るため、20年3月にオフィス部門の環境マネジメントプログラムを構築するなど、目標達成に努めている。その具体例として、電力使用量削減のため「定時自動消灯システムを活用した照明消灯の徹底」「庁舎に電力量計設置計測・削減目標値設定」などにより職員の環境意識の向上を図っている。

④ 経営の健全化【基本戦略4】

継続的に安定した事業経営を行うため、経営基盤と営業の強化を目的としている。管理指標の目標値と現状値は、次表のとおりである。

経営目標	管理指標		計画策定時	現状（値）		目標（値）
	項目	内容・算定式等				22年度
経営基盤の強化	単年度欠損の解消	単年度欠損の解消	(16年度末実績) 23億円	(20年度末実績) 9.6億円		解消済みであること
	企業債残高	企業債残高が基準年度（22年度）の目標値以下であること	(16年度末実績) 254億円	(20年度末実績) 208億円		165億円以下
	職員数の削減	(職員数：管理者を除く)	(17年度当初) 461人	(20年度当初) 390人		400人以下
営業の強化	都市ガス年間販売量	都市ガス年間販売量が基準年度（22年度）の目標値以上であること	(16年度実績) 34,406千m <sup>3</sup>	(20年度実績) 41,303千m <sup>3</sup>		42,000千m <sup>3</sup> 以上

＜経営基盤の強化＞

単年度欠損の解消については、熱量変更の繰延償却費や原料費が高んだことから、単年度黒字には至っていないが、21年4月の料金値上げ改定により単年度黒字化する見込みとなっている。

一方、企業債残高については、計画的な償還を行っていることから20年度末の残高は計画策定時より減少しているものの、19年度から製造設備増設や経年管対策のための計画にない新規借入を行ったこともあり、22年度目標値の達成は困難な状況になっている。

職員数の削減については、熱量変更事業の完了したガス事業等による削減に伴い、企業局全体の職員数は、既に目標値を上回っている。

＜営業の強化＞

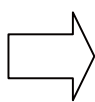
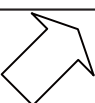
都市ガスの年間販売量を管理指標に掲げており、全体では販売量は年々増加している。用途別で見ると、業務用では省エネや環境面における企業意識の高まりもあり、商業施設や病院等への給湯・空調燃料転換営業が功を奏し販売量が増加しているが、家庭用ではオール電化攻勢に対して「既存客防衛」や「新築物件開拓」営業を展開するも、販売量は年々減少している。

⑤ 業務執行体制の強化【基本戦略5】

合理的、効率的な事業運営を実現するため、業務執行体制の強化を目的とし、3つの経営目標を掲げている。経営目標ごとの管理指標の目標値と現状値は、次表のとおりである。

経営目標	管理指標		計画策定時	現状（値）	目標（値）
	項目	内容・算定式等			22年度



新たな経営手法の導入	新たな経営分析方法の確立	定期的に他事業者と比較、経営状況の推移を分析するための方法が確立していること	—	ガイドライン指標試行(ガス)営業戦略プロジェクトチームで分析(20年度)		実施済であること
業務改善の推進	経常的経費の削減割合	販売量当たりの一般管理費(主要3事業平均)	(16年度実績値を100とする)	(20年度実績)112.2(ガス)78.2		95以下
業務品質の向上	お客さまからの評価指標	利便性の向上、信頼性の向上、維持管理の充実に対するお客さま評価指標の平均	—	(22年度調査予定)		50%以上

<新たな経営手法の導入>

他事業者との比較、経営状況の推移を分析するための方法が確立していることを管理指標として掲げており、水道事業及び公共下水道事業においては、新たな経営分析方法の確立を目指し、ガイドライン指標(※)の数値を試算している。

一方、ガス事業においては、水道事業等のガイドラインに相当するものが定められていないことから、独自の手法により他事業者との比較分析を行う必要がある。20年度に営業戦略プロジェクトチームで、計画策定前(15年12月)に監査法人へ委託した際に用いた手法により分析を行っているが、新たな経営分析方法の確立には至っていない状況である。

(※) ガイドライン指標

(社)日本水道協会及び(社)日本下水道協会が策定したもので、事業内容を共通指標により数値化し、経営状況を客観的に把握することで、多角的な視点から経営の自己診断ができる。

<業務改善の推進>

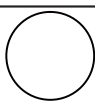
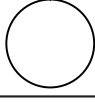


経常的経費(販売量当たりの一般管理費:ガス、水道、下水道3事業平均)の削減割合を管理指標として掲げているが、20年度実績は16年度実績に比べ逆に増加している。ただし、ガス事業では、既に目標値を上回っている。しかし、その要因は熱量変更事業の終了に伴う人件費の減少によるものであることから、人件費控除後の数値でみると、主要3事業平均と同様に20年度実績は逆に増加している。

<業務品質の向上>

お客さま満足度調査結果の向上を目標値として設定しており、業務サービスの品質向上を図るため、お客さま情報を一元的に管理できる企業局統合情報システムを構築したり、事故・故障対応強化のためのコールセンターを開設するなど、22年度調査での目標達成に向けて取り組んでいる。

⑥ 職員の資質と能力の向上【基本戦略6】

多様化するお客さまニーズに適切に対応するため、職員の資質と能力の向上を目的とし、4つの経営目標を掲げている。経営目標ごとの管理指標の目標値と現状値は、次表のとおりである。

経営目標	管理指標		計画策定時	現状(値)		目標(値)
	項目	内容・算定式等				22年度
職員資質の向上	職員の研修時間	年間1人当たり研修時間の向上を図る	(16年度実績)2.6時間/年	(20年度実績)20時間/年		12時間以上/年
意識改革の推進	プロジェクト等の参加(延べ)人数	対象:企業局プロジェクト、局内(組織横断的)ワーキング	(16年度実績)145人	(20年度実績)223人		170人以上
職場の活性化	企業局職員提案件数	対象:業務に対する改善策等	—	(20年度実績)15件		20件/年
知識及び経験等の情報集積	知識・経験のデータベース化	集積した知識・経験等を必要なときに職員に提供し、職員の仕事の質や生産性の向上を実現する仕組みが構築されていること	—	ナレッジマネジメントシステム構築済み		構築済であること

<職員資質の向上・意識改革の推進・職場の活性化>

研修時間数、プロジェクトチーム・ワーキンググループへの参加人数については、既に目標値を上回っている。また、職員提案件数についても増加しており、目標達成に努めている。

<知識及び経験等の情報集積>

企業局における特有の知識の集積・共有化を図る「ナレッジマネジメントシステム」を既に構築し、目標を達成している。

(4) まとめ

- ① 中長期基本計画の推進体制として、特別経営会議、部内戦略会議、行動計画検討会議を設け、その会議の中で適切な進行管理に努めている。

しかし、ワーキンググループやプロジェクトチームで取り組んでいる重要・主要な行動計画については評価・検証されているが、それ以外の行動計画についての進捗状況や評価は一元的に把握・管理できていない状況である。

- ② 中長期基本計画に掲げた経営目標の現在の進捗状況は、全体的には目標達成に向け鋭意取り組んでおり、おおむね順調に推移している。

しかし、企業債残高が目標値を達成できない状況にあることや、新たな経営分析方法の確立までには至っていないことなど、一部に進捗状況の遅れが見受けられる。

なお、単年度欠損については、平成21年度には解消される見込みであるが、それは計画立案時には予定していなかった料金値上げ改定を21年4月に行ったことによるものである。

2 料金の設定

(1) 料金種別

都市ガス事業では、事業者の地域独占が認められていることから、その独占的な地位を利用した高い料金が設定されるのを避けるとともに、需要家相互の公平な取扱いを損ねないよう、原則として料金の設定・改定の際には経済産業大臣の認可が必要となっている。(料金引下げ等、需要家の利益を阻害しない場合は届出で可。)

しかし、都市ガス小売供給の部分自由化により、大口需要家向けのガス料金については、大口需要家と事業者との交渉により自由に決められる仕組みになっている。自由化の進展により大口需要家の範囲は順次拡大し、平成19年4月からは年間のガス使用量10万m<sup>3</sup>以上の需要家にまで拡大している。

また、効率的な事業運営につながると見込まれる場合には、供給約款(一般ガス料金)に代えて需要家が選択できるものとして、経済産業大臣に選択約款を届け出ることにより、多様な料金メニューを設定することができる。

区分		料金種別		規制	主な用途等
ガス料金	一般ガス	小口部門	供給約款料金	認可 (引下げ時は届出)	家庭用
			選択約款料金	届出	業務用
		大口部門(10万m <sup>3</sup> /年以上)		自由	
	簡易ガス (附帯事業)	小口部門	供給約款料金	認可 (引下げ時は届出)	住宅団地等
大口部門(1千m <sup>3</sup> /年以上)			自由		

(2) 供給約款料金(一般ガス)

① 料金設定の基本的な考え方

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)では「料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。(第21条第2項)」と規定されており、ここでいう「原価」とは、損益計算上の費用すなわち営業費のほか支払利息など経営に要する費用の原価を基準とし、健全な事業運営を確保することができるものでなければならないとされている。(改訂地方公営企業法逐条解説)

また、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第17条第1項において「一般ガス事業者は、ガスの料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けな

なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」とされており、本市の供給約款改定の際には、一般ガス事業供給約款料金算定規則（平成16年経済産業省令第16号）に従い算定し、改正した供給約款について中部経済産業局長の認可を得ている。

一般ガス事業供給約款料金算定規則では、「供給約款で料金を算定しようとする一般ガス事業者は、原価算定期間を定め、当該期間においてガス事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（総原価）を算定しなければならない。（第2条第1項）」、「供給約款料金原価と原価算定期間中の供給約款に係るガスの販売量により算定される供給約款認可料金による収入額（料金収入）が一致するように設定しなければならない。（第12条第2項）」とされている。

$$\begin{array}{c} \text{原価算定期間中の} \\ \text{( 総原価 )} = \text{( ガス料金収入 )} \end{array}$$

↓

$$\begin{array}{c} \text{原価算定期間中の} \\ \text{( 総原価 } \div \text{ ガス使用(販売)量 )} = \text{ガス料金平均単価} \end{array}$$

## ② 平成21年4月の料金改定の考え方

平成12年の料金改定（熱量変更事業開始時、供給約款分改定率：+4.69%）の際、熱量変更事業終了時（16年度）及び繰延償却終了時（21年度）に総原価を見直し、料金改定をすることが認可条件に付されており、21年度の改定では繰延償却費が発生しなくなるため、これを原資とし本来は値下げ改定となる予定であった。

しかし、熱量変更事業終了時（16年度）の料金見直しの際、厳しいエネルギー間競争を勝ち抜くために、熱量変更事業による総原価の上昇分は今後のガス掘取と経営効率化により賄うとし、総原価に熱量変更繰延償却費をほとんど計上せずに「ゼロ改定」としたことや、近年の原料価格の急激な高騰から18年10月以降、原料費調整制度（※）が機能せず、原料費を料金で回収することができなくなったこと、オール電化住宅普及による家庭用の供給戸数及びガス販売量が減少したことなどにより、事業経営を圧迫し、内部留保資金が大幅に減少する事態となったことから、経営効率化などの企業努力にもかかわらず、なお事業収支に不足が見込まれたため、中部経済産業局と協議を重ね、値上げ改定（供給約款分改定率：+8.13%）認可に至っている。

なお、16年度の料金見直しの際には、20年度末に累積欠損が最大95億円となる見通しを立てていたが、20年度末決算における累積欠損は約116億円となっている。

値上げ改定の理由については、市民向けに「都市ガスの原料である液化天然ガス及び液化石油ガスの価格が高騰し、18年10月以降、原料費を料金で回収できない状況となっています。さらなる事業運営の効率化を図るなど、できる限りの企業努力を行っておりますが、なお事業収支に不足が見込まれるため、料金を改定させていただきます。（企業局ホームページより）」と説明している。

### 【料金改定の推移】

年 月	改 定 理 由	改定率	基準平均原料価格
12年8月	熱量変更事業開始	+4.69%	27,730円/t
16年8月	熱量変更事業終了	±0.00%	31,740円/t
21年4月	繰延償却終了	+8.13%	63,730円/t

#### （※）原料費調整制度

事業者の効率化努力の及ばない原料価格や為替レートの影響を外部化することにより、事業者の経営効率化の成果を明確にし、経済情勢の変化をできる限り迅速に料金に反映（物価スライド）させると同時に、事業者の経営環境の安定を図ることを目的として導入されている。

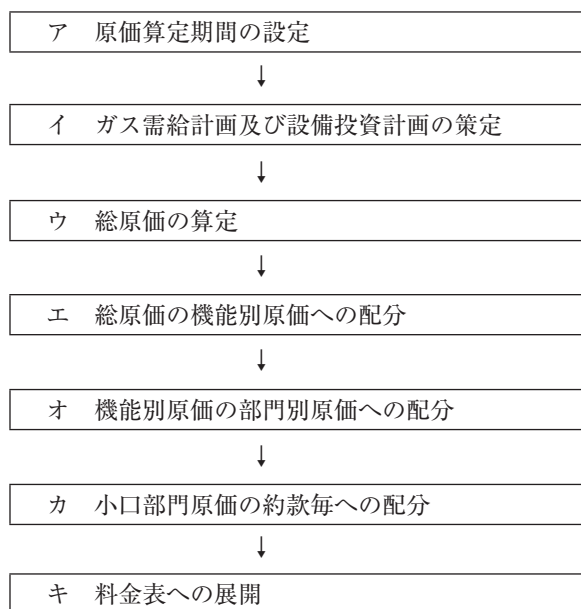
しかし、料金改定時に設定される基準平均原料価格の1.6倍が調整上限とされており、本市においては、18年10月時の平均原料価格が16年の料金改定時に設定した基準平均原料価格（31,740円）の1.6倍（50,780円）を超えたことから、それ以降の原料費高騰分を料金に反映することができない

(物価スライドできない) 状況となっていた。

そこで、今回料金改定時に併せて基準平均原料価格(20年1月～6月の平均原料価格：63,730円)の見直しを行い、以降の平均原料価格変動を料金に反映させることができるようにしている。

また、これまでは原料費調整制度による料金調整は6か月ごとに行っていたが、21年4月からは3か月ごと、7月からは毎月実施とし、料金反映の更なる迅速化を図っている。

料金改定作業の流れは、以下のとおりである。



#### ア 原価算定期間の設定

一般ガス事業供給約款料金算定規則第2条において、変更しようとする供給約款で設定する料金を算定するときは、原価算定期間として、変更年度開始の日を始期とする1年間を定めることとしており、これに基づき21年度の1年間を原価算定期間としている。

#### イ ガス需給計画及び設備投資計画の策定

##### (ア) ガス需給計画

##### a 需要想定(ガス使用量見込み)

18年度及び19年度の実績を基本に、原価算定期間における使用件数及び使用量を算定(需要想定)し、ガス需給計画策定の基礎数値としている。過去の実績、20年度見込及び原価算定期間の需要想定は、次表のとおりである。

(単位：千m<sup>3</sup>、%)

区 分	18年度		19年度		20年度		原価算定期間	
	使用量	前年比	使用量	前年比	使用量	前年比	使用量	前年比
家庭用	18,437	97.9	17,815	96.6	17,197	96.5	16,656	96.8
商業用	8,065	97.6	9,386	116.4	10,066	107.2	11,214	111.4
工業用	589	320.1	2,637	447.7	4,006	151.9	5,545	138.4
その他	9,433	98.0	10,455	110.8	11,142	106.6	12,539	112.5
計	36,524	99.0	40,293	110.3	42,411	105.3	45,954	108.4

##### b ガス需給計画

aで算出した原価算定期間におけるガス使用量見込みを基に、原価算定期間におけるガス生産・購入(消化ガス)量の内訳を記した「ガス需給計画」を策定している。ガス生産量については、近年における原料のLPG(液化石油ガス)からLNG(液化天然ガス)への転換傾向を踏まえた内訳としている。

(単位：千m<sup>3</sup>)

区 分		17年度	18年度	19年度	20年度	原価算定期間
生産量	代替天然ガス	22,980	20,281	18,348	9,030	1,777
	液化天然ガス	14,603	16,547	22,223	33,697	44,659
購入量	下水消化ガス	282	358	359	372	380
計		37,865	37,186	40,930	43,099	46,816

(注) 1 代替天然ガス(SNG)とは、主にLPGを原料として製造する都市ガスであり、LNGの供給及び受入体制が整っていない状況下においては、金沢市における都市ガスの主流となっていた。

2 下水消化ガスとは、下水処理の過程で発生するガスであり、都市ガスに近い成分まで精製されたものを都市ガスの原料として購入している。

3 ガス需給計画(46,816m<sup>3</sup>)と需要想定(45,954m<sup>3</sup>)の差862m<sup>3</sup>は、自家消費分(港エネルギーセンター内で使用するボイラー等の熱源として使用)である。

## (イ) 設備投資計画

原価算定期間中の導管(本支管、供給管)等の供給設備や、新料金システム及びコールセンターシステム等の業務設備に係る設備投資計画を次表のとおり策定している。この設備投資計画に基づき、原価算定期間中の減価償却費を算出し、総原価に算入している。

(単位：千円)

区 分		19年度実績	20年度見込	原価算定期間	備考
建物		4,332	35,860	5,699	整圧所
製造設備		826,947	470,949	0	
供給設備	機械装置	37,892	20,976	20,514	整圧所、テレメータ設置
	本支管	742,575	866,921	920,815	
	供給管	40,060	56,185	22,338	
	その他	14,744	31,998	6,648	計量器、公用車
計		835,271	976,080	970,315	
業務設備		30,948	12,049	203,362	新料金システム及びコールセンターシステム、自動火災報知器設備
合計		1,697,498	1,494,938	1,179,376	

(注) 上記の表の原価算定期間中の金額は、その期間中に支払う金額であり、総原価に算入するのは減価償却費のみである。

## ウ 総原価の算定

原価算定期間において、ガス事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額(総原価)を算定している。算定する際には、供給計画、需要想定及び事業環境の将来の見込みに基づき策定した「ガス需給計画及び設備投資計画」に基づき、個別積み上げ方式により総原価を算定している。算定方法については、一般ガス事業供給約款料金算定規則に明記されている。積み上げる経費については、次表のとおりである。

$$\text{総原価} = (\text{営業費} + \text{営業外費用} + \text{事業報酬}) - \text{控除項目}$$

総原価	項目・科目		主な内容
	営業費	原材料費	原料費、補助材料費
		労務費	給与、賞与手当、法定福利費
		諸経費	修繕費、委託作業費、需要開発費
		減価償却費	
営業外費用			

事業報酬		企業債利息
控除項目	営業雑益	器具販売益
	雑収入	遅取加算額

(ア) 営業費

a 原材料費

原価算定期間中の供給計画等に基づいた数量に、時価を基礎とする適正な単価を乗じたものとして  
いる。

b 労務費

原価算定期首における実績又は直近実績と原価算定期間の変動とを考慮した適正な額としている。

c 諸経費

・修繕費：基準修繕費＋ガスメーター修繕費

<基準修繕費>

$$\frac{\text{原価算定期首帳簿原価} \times \frac{\text{原価算定直前2年間の経常修繕費の合計額}}{\text{原価算定直前2年間の各事業年度期首帳簿原価の合計額}} \times \frac{\text{事業年度月数}}{12}$$

事業年度月数

<ガスメーター修繕費>

原価算定期間中のガスメーターの取替計画、修繕計画等に対応した数量に、時価を基礎とする  
適正な単価を乗じたもの

・その他：原価算定期間中における供給計画等に対応した適正な見積額としている。

d 減価償却費

原価算定期間を通じて存する固定資産の帳簿価額及び設備投資計画で見込んだ原価算定期間中に増  
加する固定資産の期間計算を行った帳簿価額に対し、採用している減価償却の計算方法（定額法）に  
より算定した額としている。

(イ) 営業外費用

一般ガス事業供給約款料金算定規則では、営業費以外の項目として営業外費用、ガス熱量変更引当金  
純増額、法人税及び住民税（法人税割に限る。）を算定することとしているが、地方公営企業である本  
市企業局においては、熱量変更事業に係る引当金を設定していないことから、営業外費用のみ総原価に  
計上している。

(ウ) 事業報酬

地方公営企業である事業者が事業報酬を算定する場合は、企業債、一時借入金及び他会計からの繰入  
金に対する支払利息の額を算定することとしている。

(エ) 控除項目

a 営業雑益

器具販売益について、実情に応じた適正な見積額としている。

b 雑収入

遅取加算額について、実情に応じた適正な見積額としている。

(オ) 総原価の整理

(ア)から(エ)までで算定した額を「製造費」、「供給販売費」、「一般管理費」、「その他費」に分類  
し、整理する。

(ア)から(オ)までで整理された総原価は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	原価算定期間				
	製造費	供給販売費	一般管理費	その他費	合計

営業費	原材料費	3,326,970	0	0	0	3,326,970
	労務費	178,767	667,080	89,250	0	935,097
	諸経費	143,698	723,085	110,427	0	977,210
	減価償却費	557,766	1,443,716	65,072	0	2,066,554
営業外費用		0	0	0	0	0
事業報酬		0	0	0	431,309	431,309
小計 (A)		4,207,201	2,833,881	264,749	431,309	7,737,140
控除項目	営業雑益	0	0	0	21,162	21,162
	雑収入	0	0	0	49,177	49,177
計 (B)		0	0	0	70,339	70,339
総原価 (A)-(B)		4,207,201	2,833,881	264,749	360,970	7,666,801

(注) 上記の数値は、経済産業省監査官の特別監査による審査・査定（原価内容及び織込み経費の適否）を経て補正申請したものである。

エ 総原価の機能別原価への配分

ウで算定された総原価（76億6,680万1千円）について、機能別原価（従量原価、製造需要原価等）へ配分している。

オ 機能別原価の部門別原価への配分

エで配分された機能別原価を部門別原価（大口、小口部門）へ配分している。

カ 小口部門原価の約款毎への配分

オで配分された部門別原価のうち、小口部門へ配分された原価（58億9,322万8千円）をさらに供給約款料金原価（一般料金）と選択約款料金原価へ配分する。ここで、経営効率化努力目標額を反映させ年間販売量で除したものが平均単価となり、現行料金で算定した平均単価と比較し、改定率（供給約款分：+8.13%、選択約款分：+2.63%）を算定したものが次の表である。

（単位：千円）

区 分	小口部門			
		供給約款分	選択約款分	
総原価 ①	5,893,228	4,906,348	986,880	
配分内訳	従量原価	1,995,970	1,467,282	528,688
	製造需要原価	705,393	559,233	146,160
	圧送・ホルダー原価	13,803	10,253	3,550
	供給需要原価	1,763,020	1,584,063	178,957
	需要家原価	1,415,042	1,285,517	129,525
経営効率化努力目標額 ②	37,024	30,823	6,201	
効率化目標反映後の総原価 ③=①-②	5,856,204	4,875,525	980,679	
年間販売量 (m <sup>3</sup> ) ④	26,994,553	19,844,293	7,150,260	
平均単価 (円/m <sup>3</sup> ) ⑤=③/④×1,000	216.94	245.69	137.15	
現行料金平均単価 (円/m <sup>3</sup> ) ⑥	202.43	227.21	133.64	
改定率 (%) ⑦= (⑤/⑥-1)×100	7.17	8.13	2.63	

(注) 1 経営効率化努力目標額は、経済産業省において、本市と事業規模等が類似する事業者の原価内容を比較し査定され、設備投資関連及び諸経費関連において、その1%を努力目標額とされたものである。

2 現行料金平均単価は、改定前の料金表に原料費調整分を加算（+18.05円/m<sup>3</sup>）し、原価計算期間の想定販売量にて算出されたものである。

キ 料金表への展開

料金表の設定については、一般ガス事業供給約款算定規則第12条第1項にて「ガスの使用者の使用実態に応じたガスの販売量その他想定値を基準として複数の需要群に区分し、当該区分ごとに基本料金（ガスの販売量にかかわらず支払いを受けるべき料金）及び従量料金（ガスの販売量に応じて支払いを受けるべ

き料金)とを組み合わせたものとして設定しなければならない。」とされている。

(ア) 複数の需要群に区分(使用量区画の設定)

これまでは、使用量区画をA表(使用量0~25m<sup>3</sup>/月)、B表(使用量26~250m<sup>3</sup>/月)、C表(使用量251m<sup>3</sup>~/月)の3区画としてきたが、使用形態に応じた原価負担の公平性を高めるために、使用形態区分ごとの件数分布(17~19年度の調定データから12か月連続使用の需要家を抽出)により、使用形態の機器構成割合が変わる使用量帯を判別し、その結果、A表(使用量0~10m<sup>3</sup>/月)、B表(使用量11~20m<sup>3</sup>/月)、C表(使用量21~60m<sup>3</sup>/月)、D表(使用量61~130m<sup>3</sup>/月)、E表(使用量131m<sup>3</sup>~/月)の5区画に増やしている。

(イ) 基本料金、従量料金の設定

販売量にかかわらず支払いを受ける基本料金は「需要家原価÷延調定件数」、販売量に応じて支払いを受ける従量料金は「(従量原価+製造需要原価+供給需要原価)÷年間販売量」として算出している。

しかし、少量需要家(全体の4割を占める。)に配慮するため、A表の基本料金を現行料金(620円)のまま据え置くこととし、その調整の結果、下記の料金表となったものである。

【見直し前】

区画	A表	B表	C表
1月当たり使用量(m <sup>3</sup> )	0~25	26~250	251~
基本料金(円)	620	900	2,550
従量料金(円/m <sup>3</sup> )	205.52	194.32	187.72

(注) 従量料金は、20年10月~21年3月期の額(原料費調整後)である。



【見直し後】

区画	A表	B表	C表	D表	E表
1月当たり使用量(m <sup>3</sup> )	0~10	11~20	21~60	61~130	131~
基本料金(円)	620	640	890	1,000	1,650
従量料金(円/m <sup>3</sup> )	226.75	224.75	212.25	210.42	205.42
主な使用形態	主に家庭用 コンロのみ	主に家庭用 コンロ +小型湯沸器	主に家庭用 コンロ +給湯器	家庭用コンロ +給湯器 +暖房 少量業務用	業務用

〔参考〕22年3月期の従量料金(原料費調整後)

従量料金(円/m <sup>3</sup> )	212.07	210.07	197.57	195.74	190.74
-------------------------	--------	--------	--------	--------	--------

(注) 基本料金、従量料金は、いずれも税抜金額である。

(3) 選択約款料金(一般ガス)

① 料金設定の基本的な考え方

ガス事業法第17条第6項及び第7項において「一般ガス事業者は、その一般ガス事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合には、ガスの料金及びその料金を適用するために必要となるその他の供給条件について、供給約款で設定したものと異なる供給条件を設定した約款(選択約款)を、ガスの使用者が供給約款に代えて選択し得るものとして定めることができ、定めたときは経済産業省令で定めるところにより、その約款を経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。」とされており、供給約款が認可事項であるのに対し、選択約款は水道料金と同様、届出事項となっている。

選択約款における料金設定についても、供給約款と同様に、料金原価と原価算定期間中の選択約款に係るガスの販売量により算定される選択約款料金による収入額が一致するように設定している。



## ② 選択約款の種類

本市ガス事業では、平成20年度まで10種の選択約款を設定していたが、新たに家庭用高効率給湯器契約を選択約款に追加し、さらに、各選択約款合計分の改定率が+2.63%となるよう料金改定している。

各種別の改定にあたっては、総括原価準拠方式により、種別ごとの原価算定期間内の原価を想定販売量で除した平均原価と現行料金から算出した平均原価とを比較し改定率を算出したうえで、以下の3つの基本方針により、各種別における営業戦略を踏まえて調整し、最終的な改定率を設定している。

- ・ 新規獲得をねらう需要家の業種・規模に適合した料金とする。
- ・ 競合する他燃料の料金水準に対抗し得る料金とする。
- ・ 現行料金での原価回収率が低いものは、できるだけ回収率を高める。

## 【選択約款一覧】

種 別	内 容	平均単価(円/㎡)		改定率 (%)
		現行料金	新料金	
業 務 用	小型空調契約	133.64	137.15	2.63
	空調夏期契約			
	空調用A契約			
	空調用B契約			
	時間帯別A契約			
	時間帯別B契約			
	消融雪契約			
家 庭 用	ガス温水暖房契約 (ユカちゃんプラン)	133.64	137.15	2.63
	食器洗い乾燥機ガス給湯接続契約 (サラちゃんプラン)			
	コージェネレーションシステム契約 (マイエコプラン)			
	高効率給湯器契約 (エコ上手プラン)			

## (4) 大口部門（一般ガス）

都市ガス小売供給の部分自由化により、大口需要家向けのガス料金については、大口需要家と事業者との交渉により自由に決められる仕組みになっている。自由化の進展により大口需要家の範囲は順次拡大し、平成19年4月からは大口供給の範囲が年間のガス使用量10万㎡以上の需要家にまで拡大している。本市においては、21年度に3件の新規契約を結び、現在、大口需要家との個別契約件数は34件となっている。

## (5) 簡易ガス料金

簡易ガスとは、一般ガスが供給区域内の需要家に対し導管により主に天然ガスを供給する事業であるのに対し、特定の供給地点群（住宅団地など）の需要家に対し簡易なガス発生設備（特定ガス発生設備）を用いて導管により主に液化石油ガスを供給する事業である。

本市においては、湖陽住宅団地、瑞樹団地、南森本、大浦・東蚊爪の4つの供給地点群において簡易ガス事業を行っている。

## ① 料金設定の基本的な考え方

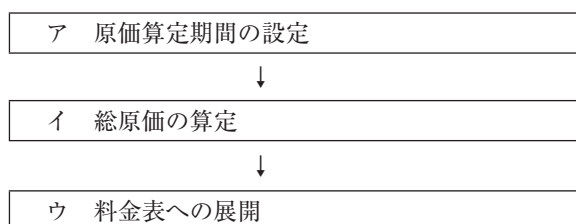
簡易ガス料金についても、一般ガスと同様、「供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。」とされており、簡易ガス事業供給約款料金算定規則（平成16年経済産業省令第44号）に従い算定し、改正した供給約款について中部経済産業局長の認可を得ている。

## ② 平成21年4月の料金改定の考え方

簡易ガス料金についても、簡易ガスの原料である液化石油ガスの価格が高騰し、南森本供給地点群では平成13年4月以降、その他の供給地点群でも18年4月以降、一般ガスと同様に原料費を料金で回収できない状況となっていることから、21年4月に料金改定を実施している。また、原料費調整制度に係る基準平均原料

価格の見直し（簡易ガスにおいては19年9月～20年8月の平均原料価格を採用）も、一般ガスと同様に行っている。

料金改定作業の流れは以下のとおりである。



#### ア 原価算定期間の設定

簡易ガス事業供給約款料金算定規則第2条において、原価算定期間は、供給地点群における全ての供給地点にガスを供給することとなる予定の日以後の日を始期とする1年間を定めることとしている。今回は、24年度末に普及率が100%に達すると想定し、25年度の1年間を原価算定期間としている。

#### イ 総原価の算定

算定方法については、一般ガス料金が個別積み上げ方式により総原価を算定しているのに対し、簡易ガス事業は全国的に定型化していることなどから、標準係数方式が採用されており、費用項目ごとに経済産業大臣が定める標準係数を用い、下記のとおり原価を算定している。

$$\begin{aligned} \text{原料費} &= \text{販売量} / \text{産気率} (\%) \times \text{実績単価} \\ \text{労務費} &= \text{県別平均年間労務費標準値} (\%) \times 1 \text{ 地点あたり所要人員数} (\%) \\ \text{修繕費} &= \text{標準設備投資額} \times \text{適正修繕比率} (\%) \\ \text{減価償却費} &= \text{標準設備投資額} \times \text{償却率} (\%) \\ \text{その他} &= \text{上記費用合計額} \times \text{適正経費率} (\%) \end{aligned}$$

(※) は、経済産業大臣が定める標準係数

#### ウ 料金表の設定

料金表の設定については、一般ガスと同様、基本料金と従量料金を組み合わせたものとなっているが、今回の料金改定理由が原料費高騰のためであることから、基本料金は据置きとし、イで算定した原価から基本料金相当額を除いたものを従量料金に配分し、従量料金のみを改定している。

区 分		湖陽団地	瑞樹団地	南森本	大浦・東蚊爪	
料金表A (~8.0m <sup>3</sup> /月)	基本料金(円) → 据置	660.00				
	従量料金 (円/m <sup>3</sup> )	改定前(20年10月～21年3月)	370.74	370.74	338.57	428.27
		改定後(21年4月)	421.30	421.38	400.15	443.76
料金表B (8.1m <sup>3</sup> ~/月)	基本料金(円) → 据置	732.80				
	従量料金 (円/m <sup>3</sup> )	改定前(20年10月～21年3月)	361.64	361.64	329.47	419.17
		改定後(21年4月)	412.20	412.28	391.05	434.66
平均改定率		12.31%	12.35%	16.55%	3.19%	

[参考] 22年3月期の従量料金(原料費調整後)

料金表A	従量料金(円/m <sup>3</sup> )	356.83	356.91	335.68	379.29
料金表B		347.73	347.81	326.58	370.19

(注) 1 基本料金、従量料金は、いずれも税抜金額である。

2 改定前の従量料金は、原料費調整後の額である。

#### ③ 特定ガス大口供給

簡易ガスについても、年間のガス使用量1千m<sup>3</sup>以上の需要家で個別に契約を締結するものについては、認可を受けた供給約款によらず自由に料金を設定できるようになっており、本市企業局が簡易ガス事業を行う供給地点群内においても、3件の大口供給契約を締結している。

#### (6) まとめ

① 料金の設定については、一般ガス事業供給約款料金算定規則等に基づき、原価算定期間における総原価を

基本としており、今回の料金改定時において、この基本に従い改定作業を行っている。また、使用形態に応じた原価負担の公平性を高めるため、料金表における使用量区画の見直しもを行っている。

② 今回の料金改定では、熱量変更事業の繰延償却が平成20年度で終了するため、本来は値下げ改定となる予定であったが、

- ・ 原料価格高騰のため18年10月より原料費調整制度が機能しなくなったこと
- ・ オール電化住宅普及により家庭用の供給戸数及び販売量が減少したこと

などが影響し、経営状況が悪化したことから、内部留保資金が大きく減少している現状も踏まえ、やむを得ず値上げ改定を行っている。

③ 値上げ改定としたことで21年度からは単年度欠損は解消される見込みとなり、基準平均原料価格を見直したことにより原料費調整制度が再機能することとなっている。

### 3 料金の徴収

#### (1) ガス料金の徴収事務

##### ① 徴収事務の体制

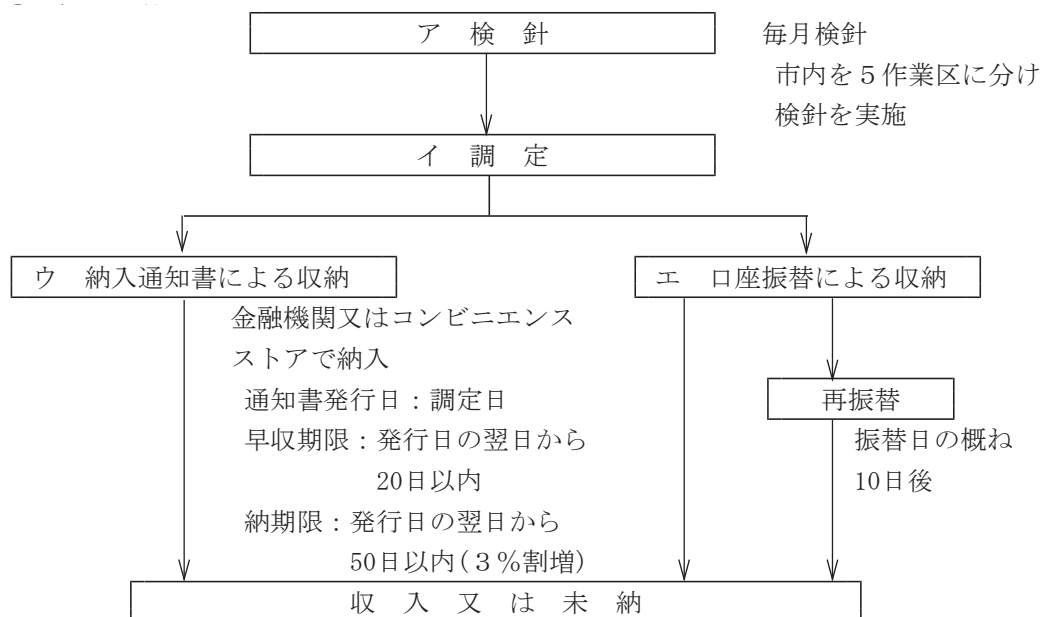
ガス・水道料金及び下水道使用料等の徴収事務は、お客さまサービス課内の料金センターが担当している。その人数（平成21年度）及び業務内容は、次表のとおりである。

(単位：人)

料金センター	人数	業務内容	
		うちガス事業	
所長・所長補佐	2		
計量グループ	4	1	メーター検針結果の検証等
調定グループ	8	1	料金の調定
収納グループ	10	1	料金の徴収及び滞納整理、供給停止処分等
	2		企業局及び市役所内窓口での料金の収納
計	26	3	

なお、ガス・水道メーターの検針業務を(財)金沢市水道サービス公社に委託しており、44人の検針員が業務を行っている。

##### ② 徴収事務の流れ



##### ア 検針

需要家に設置したメーターにより使用量を計量し、ガス料金を算定している。メーターの検針は原則毎月行っており、市内を5作業区に分け、検針期間を5日ごとに設定し行っている。検針業務は(財)金沢市水道サービス公社に委託しており、検針員が「検針業務実施マニュアル」に基づき、ハンディターミナルに

よる検針、検針票による使用量及び料金概算額のお知らせのほか、異常使用量やメーターの異状等の確認業務も行っている。

#### イ 調 定

検針結果をチェックし、検針による使用量を基にガス料金を決定し調定している。調定と同時に納入通知書及び口座振替データの作成を行っている。

#### ウ 納入通知書による収納

納入通知書は調定と同時に発行（最終検針日の3営業日後）し、お客さまあてに郵送している。ガス料金は金融機関又はコンビニエンスストアで納付することができる。早取期限は納入通知書発行日の翌日から20日後、納期限は50日後に設定しており、早取期限後にガス料金を支払った場合は、当該料金の3%（遅取加算額）を原則として、翌月以降の料金と合わせて調定し、納入通知書を発行している。

#### エ 口座振替による収納

お客さまがガス料金を口座振替の方法で納付する手続を行っている場合、金融機関に設定した口座から収納する。振替できなかった場合は、お客さまに通知の上、当初振替の10日後に再振替を行っている。

#### オ クレジットカード決済による収納方法の検討

公共料金のクレジットカード決済等による収納を可能とする地方自治法の改正を契機に、本市企業局においても、ワーキンググループによる検討を行っていたが、高額な手数料による経費負担の増大などを理由に、導入を見送っている。

しかし、電気料金や電話料金等公共料金のクレジットカード決済が一般的に行われているほか、お客さまサービス向上の観点から、クレジットカード決済による収納方法を導入した自治体や公営企業も出てきており、今後の導入については、他事業者等の導入状況を注視しながら判断するとしている。

### (2) ガス料金の収入状況と未納管理

#### ① ガス料金の収入状況

##### ア 調定年度別収入状況

調定年度別の収入状況は次表のとおりであり、現年度分及び過年度分を合わせた収納率は約99.8%と良好な水準にある。

(単位：件・千円・%)

区分		18年度		19年度		20年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
現年度	調定額 (A)	929,254	6,881,771	915,003	7,131,918	899,801	7,338,468
	収入額 (B)	882,241	6,513,254	868,887	6,735,380	853,727	6,949,572
	収入未済額 (C)	47,013	368,517	46,116	396,538	46,074	388,896
	収納率 (B/A)		94.65%		94.44%		94.70%
過年度	収入額 (D)	45,042	360,509	44,188	388,154	43,533	376,543
	収納率 (D/A)		5.24%		5.44%		5.13%
計	収入額 (E = B + D)	927,283	6,873,763	913,075	7,123,534	897,260	7,326,115
	収入未済額 (C - D)	1,971	8,008	1,928	8,384	2,541	12,353
	収納率 (E/A)		99.88%		99.88%		99.83%

(注) 数値は、平成21年12月末現在のものである。

##### イ 納入方法別収入状況

現年度収入の納入方法別収入状況は次表のとおりであり、口座振替による納入が件数、金額で大半を占め、14年度から開始したコンビニエンスストアでの収納が件数、金額とも増加傾向にある。

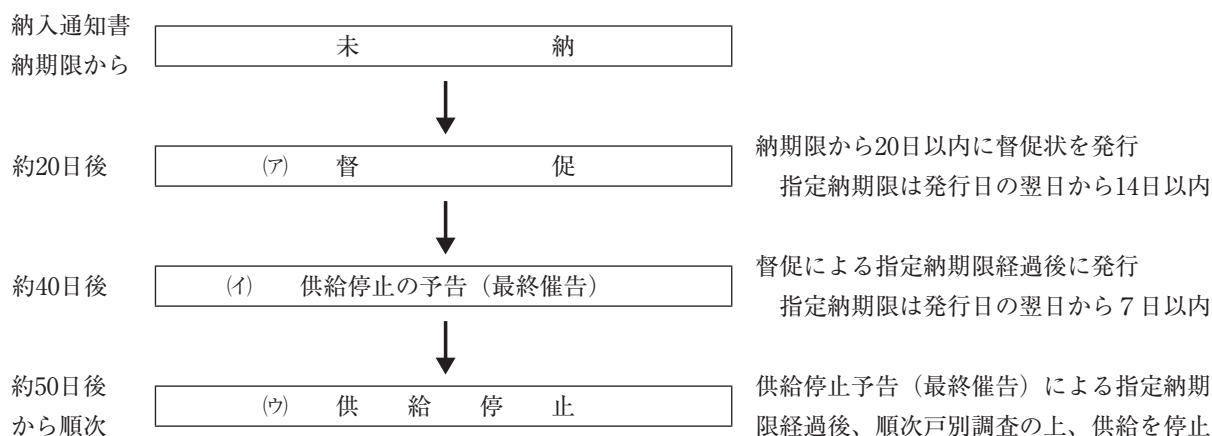
(単位：件・千円・%)

区分		18年度		19年度		20年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
口座振替	件数・金額	750,302	5,027,633	736,157	5,025,732	721,415	5,058,415
	比率	85.05	77.19	84.72	74.62	84.50	72.79

口座振替以外	金融機関納付	件数・金額	42,017	1,061,529	39,361	1,275,399	36,043	1,457,076
		比率	4.76	16.30	4.53	18.94	4.22	20.97
	コンビニ納付	件数・金額	81,608	388,337	85,341	399,599	88,755	402,380
		比率	9.25	5.96	9.82	5.93	10.40	5.79
	窓口等職員への直接納付	件数・金額	8,314	35,755	8,028	34,650	7,514	31,701
		比率	0.94	0.55	0.93	0.51	0.88	0.45
	小計	件数・金額	131,939	1,485,621	132,730	1,709,648	132,312	1,891,157
		比率	14.95	22.81	15.28	25.38	15.50	27.21
	計	件数・金額	882,241	6,513,254	868,887	6,735,380	853,727	6,949,572

## ② ガス料金の未納管理

## ア 供給停止までの実務の流れ



## (ア) 督 促

金沢市ガス供給条例(昭和60年条例第48号)第19条第3項により、納期限は支払義務発生の日(納入通知書発行の日)から50日以内とされており、納期限までに納入しないお客さまに対し、納期限後20日以内に督促状を発行している。しかし、金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)第59条第2項によると、指定納期限を督促状発行日から10日以内において定めなければならないとされているが、発行日の翌日から14日以内としている。

なお、延滞金については、延滞金収入と徴収するための経費を比較すると採算が合わないことなどを理由に徴収していない。

## (イ) 供給停止の予告(最終催告) (ウ) 供給停止

金沢市ガス供給条例第16条第1項により、ガス料金を督促してもなお納入しないときは、ガスの供給を停止することができると定められており、督促による指定納期限到来後、未納の場合は供給停止の予告(最終催告)を送付している。供給停止の予告(最終催告)による指定納期限(発行日の翌日から7日以内)までに納入されない場合は、順次戸別調査のうえ供給停止を執行している。なお、水道料金も併せて滞納している場合は、水道の供給停止を優先して執行し、ガスの供給停止は行っていない。

供給停止の解除は、滞納料金を全額納入するか、一部を納入し残額の支払いを約束したときなどに行っている。

供給停止を実施した件数(ガス単独)の推移は、次表のとおりである。

区分	単位	18年度	19年度	20年度	21年度
供給停止	件	300	297	203	190

(注) 21年度の件数は、21年12月末現在の数値である。

## イ その他の未納管理

## (ア) 徴収停止(地方自治法第240条第3項、同法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の5)

債務者の所在が不明であり、差し押さえることのできる財産の価格が強制執行の費用を超えないと認められるときなど債権の履行が著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立て

をしない（徴収停止）ことができるとされている。

徴収停止の手続は原則として該当者発生の都度行い、停止後は原則として毎年1回以上実態に即した事後調査を行うとされているが、実際には、不納欠損処理の直前に徴収停止の手続をまとめて行っている。

(イ) 債権の申出（地方自治法施行令第171条の4）

官報、新聞その他により、債務者が強制執行や破産宣告を受けたことを知った場合において、債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとらなければならないとされており、債権申出書を関係執行機関あてに送付している。

(ウ) 支払督促の申立て

債務者が明確で支払督促の送達が可能であり、供給停止ができない場合などに民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定による支払督促の申立てを裁判所に行っている。

徴収停止、債権の申出、支払督促申立てを実施した件数の推移は、次表のとおりである。

区分	単位	18年度	19年度	20年度	21年度
徴収停止	件	1,221	1,430	1,638	11
債権の申出	件	32	23	40	26
支払督促申立て	件	0	4	0	0

(注) 上記の件数は、水道料金及び下水道使用料を合わせた実績であり、21年度の件数は、21年12月末現在の数値である。

ウ 不納欠損処分

すべての滞納整理を行ってもなお徴収し得なくなった場合、その債権額を表示して整理する決算上の取扱いとして行うものであるが、ガス料金については、地方自治法第236条第1項に基づき公法上の債権として、5年を経過したものについて不納欠損処理を行っている。

不納欠損処分の状況は次表のとおりであり、不納欠損額は年々増加している。

区分	単位	18年度	19年度	20年度
不納欠損件数	件	1,577	1,396	1,355
不納欠損額	千円	5,973	6,844	7,646

(3) まとめ

- ① ガス料金の徴収及び未納管理については、定められた手続に則しおおむね適正に実施されており、収納率も約99.8%と良好な水準にある。
- ② 未納債権の管理については、ガス料金を公法上の債権とし、5年の消滅時効による不納欠損処理を行っているにもかかわらず、延滞金を徴収していない。
- ③ クレジットカード決済による収納方法の検討については、導入により経費負担が増大し、公平性の問題が生じることなどを理由に検討を中止し、導入を見送っている。

4 ガス安定供給に向けた取組

(1) 経年管更新の取組とその計画

① 経年管更新の取組

経年管とは一般的に減価償却の基礎とする法定耐用年数40年を経過した老朽管を指すものであるが、本市においては、ガス供給を開始した当初から昭和40年代前半までに布設した鑄鉄管（※1）を経年管として位置付け、これをポリエチレン管（※2）へ更新することを経年管対策としている。

経済産業省等の指導により、平成32年までにねずみ鑄鉄管をすべて更新することとしていたが、19年に発生した北見市の鑄鉄管破断ガス漏れ事故を契機に早急な取組が求められるようになったことから、当初の計画を5年前倒しし、27年を更新目標年として、鑄鉄管をポリエチレン管に更新することとしている。

（※1）鑄鉄管

鉄・炭素・ケイ素からなる鉄合金（鑄鉄）で作られたガス管のことで、鑄鉄に含まれる黒鉛の形状がねずみの尻尾のように細く尖ったものを「ねずみ鑄鉄」というが、これは脆く壊れやすい特性がある。そのため、本市の低圧ガス管はダクタイル鑄鉄管（昭和42年～平成7年）、ポリエチレン


管（8年～）が順次採用されている。

（※2）ポリエチレン管

鋳鉄管と比べて強度、延性及び韌性に富み、耐食性、加工性にも優れたガス管である。

② 経年管の更新計画と実施状況

経年管（老朽管）対策について、中長期基本計画では管理指標で次表のとおり目標値が設定されている。

経営 目標	管 理 指 標		計画策定時	現 状（値）		目標（値）
	項 目	内容・算定式等				22年度
老朽化対策の推進	老朽管残存延長	対象：ねずみ鋳鉄管の長さ（計画どおり実施されること）	(16年度末実績) 65km	(20年度末実績) 51km		40km以下

現在、20年度から27年度までの8か年におけるガス管改良の整備計画が策定されており、毎年約7kmの経年管を更新することとしている。

そのため、この計画の実行により、22年度末の鋳鉄管ストック（残存延長）が35.5kmとなり、管理指標の目標値である40km以下を達成できる状況にある。

経年管の更新計画及び実績は、次表のとおりである。

（単位：km）

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
計画	7.5	8.5	7.3	7.2	7.2	7.7	7.4	6.0
実績	7.5	8.5						
年度末残存延長	51.3	42.8	35.5	28.3	21.1	13.4	6.0	0.0

（注）21年度実績は、当初予算の数値である。

(2) 原料購入

① 都市ガスの原料購入の概況

都市ガスを製造する方法としては、LNG（液化天然ガス）を気化させる方法と、プロパンガスやブタンガスなどのLPG（液化石油ガス）から天然ガスと同等のガス（SNG：代替天然ガス）を製造する方法がある。

本市では、LNGの供給が不安定であったことなどからLPGを原料としたSNGを主に製造してきたが、業務用を中心とした需要拡大に対応し製造単価の削減と環境負荷の低減に資するため、LNG貯蔵設備及び製造設備の増強を図るとともに、LNG安定的供給のため購入ルートの拡大を図った結果、平成19年度にはLNGを原料とした都市ガス製造量がSNGを上回っている。なお、21年度からは、ガス需要が増大する冬期間を除いてLNGを原料とする都市ガスのみを製造している。

LNGの購入相手先としては、従来の石油資源開発㈱に加え、18年からは連携営業の中で大阪ガス㈱を、また、20年からは北陸エルネス㈱を新たに加え、購入ルートを順次増やしている。

原料購入実績の推移は、次表のとおりである。

（単位：t）

原料	購入先等	購入開始	購入実績		
			18年度	19年度	20年度
LNG	石油資源開発㈱	平成12年	12,061	12,890	11,140
	大阪ガス㈱	平成18年	826	4,825	10,992
	北陸エルネス㈱	平成20年			3,827
LPG	ブタンガス		858	0	0
	プロパンガス		18,702	18,331	9,489

② LNG購入価格

原料の大勢を占めるLNGの購入価格は、国内の中規模以上のガス事業者が採用している、海外市況に購入価格が連動する方式により算定されている。具体的には、海外市況に応じた単価（輸入通関実績CIF価格：海外ガス田から国内基地までの輸送費用を考慮した価格）に国内経費（国内基地から港エネルギーセン

ターの貯蔵タンクまでの輸送費用等)を加えた額が購入契約単価となっている。

輸入通関実績CIF価格は毎月の変動をそのまま反映するが、国内経費は国内基地からの出荷設備経費及び輸送経費などを基に、各購入先と個別に年間基本契約を締結している。

海外市況に応じた単価 (輸入通関実績CIF価格)	+	国内経費 (国内基地から港エネルギー センターまでの輸送費用等)	=	契約単価
毎月変動		年間基本契約により固定		

年間基本契約は、毎年各社における購入量を決定した後、価格交渉(国内経費)を行ったうえで契約している。

なお、購入業者毎に長期の需給協定を締結しており、協定期間や各購入先からの輸送ルート等は、次表のとおりである。

購入先	協定期間	国内基地	輸送ルート
石油資源開発(株)	12年5月1日 ～28年3月31日	日本海LNG (新潟東港)	入港基地→貨物(JR東金沢)→タンクローリー
大阪ガス(株)	19年4月1日 ～28年3月31日	泉北製造所 (堺市、高石市)	入港基地→タンクローリー
北陸エルネス(株)	20年4月1日 ～28年3月31日	中部電力川越 火力発電所 (三重県川越町)	入港基地→タンクローリー

### (3) 都市ガス製造設備

平成19年度にLNG貯蔵タンクを増設し、20年度には温水式気化器を増設するなど、比較的安価にガス製造を行えるLNG製造設備の供給能力(1日最大供給量)を高めてきている。

現在では基本的にはLNG製造のみでガス需要に対応できることから、SNG製造設備2基のうち1基は年間を通じて休止し設備点検時や非常時等に使用することとしており、もう1基については需要が大幅に増加する厳冬期(1～3月)のみ運転する計画としている。

その結果、21年度よりLNG設備の1日最大供給量は30万 $\text{m}^3$ 、SNG設備の1日最大供給量は10万 $\text{m}^3$ 、合計40万 $\text{m}^3$ となっている。

製造設備の供給能力は、次表のとおりである。

(単位： $\text{m}^3$ /日)

区分		19年度	20年度	21年度
1日最大 供給量	SNG	200,000	200,000	100,000
	LNG	30,000	30,000	300,000
	計	230,000	230,000	400,000

### (4) まとめ

- ① 経年管の更新の現在の進捗状況は、目標達成に向け鋭意取り組んでおり、おおむね順調に推移している。
- ② LNGの購入については、平成20年度から3ルートからの購入となり、安定した原料供給体制の構築が図られている。
- ③ LNG製造設備増強によりこれまでのSNG主体からLNG主体への切替えがほぼ終了し、都市ガスの製造原価の低減と急激な需要量増加に対応できる体制構築に向けて鋭意努力している。

## 5 ガス拡販営業の取組

### (1) 営業基本方針

地方公営企業法第3条において、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。」とされており、電力やLPガスなど各種のエネルギー間競争の中にある公営ガス事業においては、企業の経済性を発揮するためには、シェアを維持・拡大することにより、安定的な販売量を確保し、経営健全性を確保することが必要不可欠である。



本市においては、都市ガス拡販営業に際し、火力が強いことやクリーンエネルギーであることなど都市ガスの魅力や環境面での優位性を強調し、「既存客防衛」「新規物件開拓」「他燃料からの切替」を営業基本方針に据え、営業活動に取り組んでいる。

しかしながら、近年のオール電化攻勢による需要家の減少や原料価格高騰の影響等により経営状況は好転しておらず、これまでも増して都市ガス拡販に向けた営業の強化が求められている。

## (2) 営業体制

企業局における都市ガス拡販営業は、営業開発課（平成21年度：正規職員50人）にて営業体制を構築しており、営業基本方針に基づき営業活動及び都市ガス普及活動を展開している。

### ① 既存客営業

特に家庭用において、オール電化攻勢の影響を直接受け、新築やリフォーム時におけるオール電化への切替による需要家数及び販売量の減少が顕著であることから、既存客の防衛を柱に徹底したローラー営業を行い、顧客流出に歯止めをかけることを主眼としている。

具体的には、既築戸建住宅を対象に、既に都市ガスを利用している需要家で経年機器所有者を対象とした「ターゲット営業」や、都市ガス展（※）やメーカー共催イベント等でガス機器を特価販売する「キャンペーン営業」により既存客防衛を図っているほか、県内のガス事業者と連携した「Gライン石川」におけるテレビコマーシャルや啓発イベントの実施により、ガスエネルギーの魅力発信を行っている。

#### (※) 都市ガス展

毎年10～11月、香林坊大和にて、ガス機器の特価販売やガス機器を使った料理実演、著名人による特別イベント等を開催し、都市ガスをPRしている。

都市ガス展開催実績及びイベント開催・出展実績は、次表のとおりである。

#### 【都市ガス展開催実績】

(単位：人、円)

年度	18年度	19年度	20年度	21年度
開催日	10/26～31	10/25～30	10/30～11/4	10/29～11/2
開催期間	6日間	6日間	6日間	5日間
入場者数	7,328	12,591	11,342	11,755
機器販売売上	31,407,000	31,600,000	45,400,000	38,554,000

#### 【イベント開催・出展実績（21年度実績）】

開催日	名 称	会 場	内 容	備 考
4月8～9日	第27回ほくりく外食産業展	県産業展示館1号館	業務用厨房機器のPR	
5月3～6日	金沢駅西ハウジングセンターGWイベント出展	金沢駅西ハウジングセンター	住設メーカーとの共同イベント 新築ガス住宅のPR	集客：175組
5月16～18日	かなざわ都市ガスフェスタ (In 南部ショールーム&ノリツショールーム)	南部ショールーム ノリツショールーム	機器メーカーと共同の機器販売イベント	集客：184組 売上：7,520千円
5月30～31日	石友増改リフォームフェア	産業展示館	住設メーカーとの共同イベント リフォームガス住宅のPR	集客：650組
7月4日	かなざわ都市ガスフェスタ (リンナイプレミアムエコフェスタ2009)	金沢国際ホテル	機器メーカーと共同の機器販売イベント	集客：119組 売上：20,256千円
7月19～20日	大和ハウスリビングサロンフェア	大和ハウスショールーム	住設メーカーとの共同イベント 新築ガス住宅のPR	集客：290組
7月25～26日	テレ金元気まつり	県産業展示館1号館	住設メーカーイベントへの協賛出展 新築ガス住宅のPR	集客：25,000人
8月1日	温暖化防止フェスタかなざわ2009	金沢歌劇座	天然ガス自動車のPR、液体窒素冷熱実験等により都市ガスの環境性をPR	
8月22～23日	いしかわ環境フェア2009	産業展示館	天然ガス自動車のPR、液体窒素冷熱実験等により都市ガスの環境性をPR	

9月26～ 27日	石友増改リフォームフェア	産業展示館	住設メーカーとの共同イベント リフォームガス住宅のPR	集客：530組
9月26～ 10月18日	かなざわ都市ガスフェスタ (in 金沢フォーラス)	金沢フォーラス1F ホール	最新ビルトインコンロとシステムキッチン の展示イベント	
10月10～ 18日	都市ガスエコロジー展	ウッドパーク笠舞本町	オールガス住宅団地の完成記念イベント エコウィル住宅内見会等	集客：690組
10月29～ 11月2日	大和都市ガス展	香林坊大和8Fホール 催事場	既存客謝恩及び都市ガス拡販を目的とした大 規模機器販売イベント	集客：11,755人 売上：38,554千円
1月13～ 14日	TOTO金沢ショールーム 「リニューアル1周年記念 フェア」	TOTOショールーム	住設メーカー、Gライン石川との共同イベ ント 新築ガス住宅のPR	集客：480組
3月6～7 日	イシモクリビングフェア	県産業展示館1号館	住設メーカーとの共同イベント 新築ガス住宅のPR	

## ② 新規獲得営業

業務用については、省エネ及び環境面における企業意識の高揚や、石油燃料価格の動向が不安定であることなどから、都市ガス拡販の絶好の機会ととらえ、多様な業種や規模の都市ガス需要に対応した新規獲得営業を推進している。

また、商業ビルやホテル等の建設・設備更新等計画の情報収集、オーナーへの訪問営業を行い、給湯や空調における燃料転換や、中小規模外食産業における「涼厨機器」のPR、設備更新時の高効率機器への切替え提案など、多様な業種・規模のガス需要に対応した営業活動を行っている。

家庭用については、主に都市ガスを採用していない賃貸住宅を対象に、不動産管理会社やオーナーに対し訪問営業を展開している。なお、既築戸建住宅への新規獲得営業については、既存客防衛営業へシフトするため縮小している。

## ③ サブユーザー営業

ハウスメーカー、設計業者やリフォーム業者などのサブユーザーに対し、家庭用については、新築やリフォームの際に都市ガスを採用してもらえるよう、主にエコウィルなどの家庭用ガスコージェネレーションシステム(※)を基本ツールとして提案営業を行っている。また、業務用については、他燃料との比較提案や最新ガス器具の紹介などを定期的に訪問し営業活動を行っている。

## (※) 家庭用ガスコージェネレーションシステム

都市ガスを燃料に発電し、その排熱を暖房や給湯などに利用するシステムで、エネルギー効率がよく、電力料金を含めたコストの低減を図ることができ、二酸化炭素排出量をより削減できるメリットがある。

また、22年度からはエネファーム(家庭用燃料電池)の販売開始を予定しており、販売体制の確立に努めているところである。

## ④ 都市ガス普及活動

拡販営業のほか、小学校高学年児童を対象とした都市ガス環境教育出前講座、最新ガス器具を使用する料理教室の開催や、環境性に優れた天然ガス自動車の普及活動などを通じ、環境性の優位面をPRし、魅力ある都市ガスの普及に努めている。

## (3) 営業委託制度、補助金制度

## ① 営業委託制度

家庭用及び業務用の拡販営業にあたっては、企業局と協定を結ぶ営業協力店やサブユーザー等に対し営業代行の委託を行うなど、民間活力を利用した市内全域における営業体制の拡充を図っている。

この制度の活用により都市ガスが採用された実績は、次表のとおりである。

区分	20年度実績	21年度実績 (21年12月末現在)	備考
家庭用	436件	264件	既築住宅における都市ガスへの転換、リフォーム・新築時における都市ガス採用など

業務用	11件	7件	空調その他業務用における都市ガス採用など
-----	-----	----	----------------------

② 金沢市住宅用ガス高効率給湯器設置費補助金制度

地球温暖化の防止策として、二酸化炭素排出量の少ない住宅向けガス高効率給湯器の普及を促進するため、その設置に要する費用の一部を補助（エコウィル：40,000円/台、エコジョーズ：10,000円/台）する制度であり、都市ガスを燃料とする給湯器に対する補助金交付事務が市長から公営企業管理者へ事務委任されているものである。

この補助制度による都市ガス用高効率給湯器の導入実績は次表のとおりであり、メーカー共催イベント等との相乗効果により、高効率給湯器の購入を促進し、既存客防衛のため営業ツールとして活用している。

制度名称	制度開始年月	21年度実績 (21年12月末現在)
金沢市住宅用ガス高効率給湯器設置費補助金	21年4月	エコウィル 27台
		エコジョーズ 352台

(4) 民間大手事業者との連携

民間大手事業者の営業ノウハウを習得し、主として大口事業所（年間都市ガス使用想定量100万㎡以上）へのガス拡販営業に活かすため、平成17年10月に大阪ガス(株)と営業協定を締結し、職員の相互派遣、先方から講師を招き入れての研修会実施、先方の社員向け研修の特別受講、情報交換などで連携している。

(5) まとめ

① ガス拡販営業については、オール電化攻勢から家庭用供給件数減少を食い止めるための既存客防衛を最重点とした営業体制を取っており、業務用についても、省エネや環境意識の高まりからガス拡販の絶好の機会ととらえ、新規獲得営業を推進している。

しかし、家庭用供給件数及び販売量については、その減少傾向に歯止めがかからない状況である。

② 営業委託制度の活用により、民間活力を利用した市内全域における営業体制の拡充を図っている。また、補助金制度についても、既存客防衛のため営業ツールとしての活用がなされている。

6 経営基盤健全化の取組

(1) 企業債

ガス事業における企業債残高は、平成14年度に熱量変更事業に充当するための借入れがピークとなり275億円となったが、その後は新規借入をせずに、中長期基本計画では22年度には定時償還によりその残高が165億円以下となる予定であった。

しかし、LNG製造設備増強の財源として19～20年度に起債充当したほか、20～27年度にかけて、ねずみ銚鉄管等の経年管の取替え、中圧ガス管の布設及び耐震化工事の財源として起債充当することとした。

毎年度の発行予定額は定時償還額を上回らないことから、企業債残高は減少を続けることにはなるが、22年度の企業債残高見込は約189億円と中長期基本計画で示した目標値を達成するには至らない状況となっている。

(単位：百万円)

区分	発行額	償還額 (元金)	残高	目標値	企業債発行に係る主な 施設改良内容・発行理由
18年度	計画	0	1,461	22,554	
	実績	0	1,461	22,554	
19年度	計画	0	1,543	21,011	製造設備（LNGタンク）
	実績	700	1,543	21,711	
20年度	計画	0	1,599	19,412	製造設備（LNG気化器） 経年管対策、中圧ガス管耐震化等
	実績	689	1,599	20,801	

21年度	計画	0	1,548	17,864		経年管対策、中圧ガス管耐震化等
	見込	498	1,548	19,751		
22年度	計画	598	1,475	18,874	16,500以下	
23年度		638	1,399	18,113		
24年度		568	1,447	17,234		
25年度		564	1,541	16,257		
26年度		557	1,611	15,203		
27年度		541	1,548	14,196		

また、水道事業や公共下水道事業などで認められている高金利既往債の繰上償還や低利借換え制度はガス事業においては適用されていないが、残高の約8割が熱量変更事業のための企業債借入を開始した9年度以降の低金利債であり、定時償還により高金利債の割合は毎年低下している。

企業債の借入先及び現在高の利率別内訳は、次表のとおりである。

(単位：百万円・%)

借入先	20年度末 現在高	現在高の利率別内訳				構成比率
		1.5%未満	1.5%以上 3.0%未満	3.0%以上 4.5%未満	4.5%以上	
政府資金	12,968	2,461	8,794	916	797	62.3
地方公共団体金融機構	7,833	566	6,940	231	96	37.7
合計	20,801	3,027	15,734	1,147	893	100.0
合計額構成比率	100.0	14.6	75.6	5.5	4.3	—
〃 (19年度)	100.0	11.2	77.3	6.5	5.0	—

### (2) 一般会計の費用負担(繰入)

地方公営企業は経営に伴う収入をもってその経費に充てる独立採算制が原則であるが、性質上その収入をもって充てることが適当でない経費や能率的な経営を行ってもその収入のみでは事業を行うことが困難な経費については、総務省基準等により一般会計が負担することとしている。

一般会計からの繰入状況は次表のとおりであり、すべて総務省基準によるものである。

(単位：千円)

区 分	算定方法・根拠	18年度	19年度	20年度	将来の見通し、対応
収益勘定	職員の基礎年金 拠出金に係る公 的負担経費	20,935	19,481	19,060	23年度まで計上予定 (22年度以降、経常利益と なる収支計画のため、24年 度以降は繰入対象外)
	職員の児童手当 に要する一部経 費	4,395	5,653	6,036	
資本勘定	公営ガス経年管 対策事業に要す る建設改良費	-	-	81,800	27年度まで年間1億円ずつ 計上予定
合 計		25,330	25,134	106,896	

### (3) 低未利用資産の有効活用

中長期基本計画では、経営基盤強化のため未利用資産を売却するなどの有効活用を図ることとしている。現在ガス事業で所有する低未利用資産は、次表のとおりである。

名 称	所 在 地	土 地		建 物	管理・運用状況	将来の計画
		筆数	面積(㎡)	延床面積(㎡)		
旧若宮ガス機器ステー ション	若宮2丁目75	3	1,612.72	694.17	未利用	売却予定

玉鉾エネルギーセンター跡地の一部	玉鉾1丁目12-3外	2	265.63	公園の一部(地元校下町会連合会へ無償貸与)	跡地売却時の地元との約束に基づき、今後も地元住民が利用する広場として活用する予定
------------------	------------	---	--------	-----------------------	--

## (4) 職員数の削減

平成17年度に策定された集中改革プラン(※)により、22年度の職員数の数値目標を設定している。ガス事業における職員数の推移は次表のとおりであり、特に熱量変更事業終了に伴い職員数を減少させているなど、目標達成に向け鋭意取り組んでいる。

## (※) 集中改革プラン

総務省からの「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、本市において、行政改革を集中的に実施するための具体的な取組を住民向けに分かりやすく明示した「金沢市行政改革実施計画」のことであり、本市企業局においては、集中改革プランの内容を盛り込んだ中長期基本計画を策定しているが、定員管理等については、「金沢市行政改革実施計画」に包含されている。

(単位：人)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度 (目標値)
ガス事業における職員数	184	180	143	135	129	126
損益勘定	116	114	124	115	111	
資本勘定	68	66	19	20	18	
前年比増減	△4	△4	△37	△8	△6	

## (5) 特殊勤務手当等の廃止・見直し

中長期基本計画に沿って特殊勤務手当の見直しを行うなど諸手当の適正化を図っている。

特殊勤務手当の決算額の推移は次表のとおりであり、平成21年度の見直しにより廃止されたもの(港エネルギーセンターにおける施設作業手当(技能労務職員以外の職員)、検針手当)や、算定方法を月額から日額に変更したもの(港エネルギーセンターにおける施設作業手当(技能労務職員)、料金等徴収手当)が見受けられる。

なお、企業局職員であることにより支給されていた業務手当(月額9,000円)については、18年度から段階的に縮小し、21年度限りで廃止予定となっている。

(単位：千円)

区 分	算定方法	内 容	18年度	19年度	20年度
ガス作業手当	330円/日	ガス管工事の現場作業に従事した職員	2,854	2,342	2,422
	170円/日	ガスの漏えい調査作業、内管及びこれに附属する機器の保安作業に従事した職員			
ガス需要開拓手当	300円/日	営業開発課に所属する職員で、庁外においてガス需要開拓業務に従事した職員	2,016	2,075	2,125
熱量変更作業手当	1,000円/日	熱量変更の調整作業に従事する職員	8,468	1,560	0
変則勤務手当	1,650円/回	港エネルギーセンターにおいてその業務に従事する者で、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が午後10時から翌日の午前5時までの間において行われる勤務(以下「深夜勤務」という。)に従事した職員	1,408	1,219	1,216
	380円/回	深夜勤務の交替に伴う場合において、通勤距離2km以上5km未満			
	760円/回	通勤距離5km以上10km未満			
	1,140円/回	通勤距離10km以上			
検針手当	110円/日	計量器の検針に従事する職員(20年度限りで廃止)	22	23	37
料金等徴収手当	7,900円/月	常時ガス料金等の滞納徴収に従事する職員(～20年度)	333	394	285
	390円/日	ガス料金等の滞納徴収に従事した職員(21年度～400円/日)			
	170円/日	現場における集金業務に従事した職員			
緊急出動手当	240円/日	緊急車両により緊急出動する業務に従事した職員	18	22	25
停止手当	280円/日	ガス供給条例による停止業務のため庁外勤務に従事した職員	19	10	3

道路上作業手当	300円/日 (4時間未満 150円)	道路において交通を遮断することなく行うガス施設の維持、修繕のための現場作業に従事した職員	673	811	724
施設作業手当	300円/日	港エネギセンターにおいて現場作業（ガス製造施設の建設、改良又は維持管理に関する業務を除く。）に従事する技能労務職員以外の職員(20年度限りで廃止)	0	2,125	1,852
	470円/日	港エネギセンターにおいて現場作業（ガス製造施設の建設、改良又は維持管理に関する業務に限る。）に従事する技能労務職員以外の職員(21年度～350円/日)			
	3,300円/月	港エネギセンターにおいて現場作業に従事する技能労務職員(21年度～170円/日)			
主任技術者手当	2,700円/月	ガス事業法第31条第1項の規定によるガス主任技術者に選任され、当該ガス主任技術者としての業務に従事する職員	223	162	162
業務手当	9,000円/月	企業局職員であることにより支給 18年度から段階的に削減(△1,800円/年)し、21年度限りで廃止予定	14,702	8,723	5,310
特 殊 勤 務 手 当 計			30,736	19,466	14,161

## (6) 退職給与引当金

退職給与金は「労働提供の事実に基づく労働対価の後払い」であることから、発生主義に基づく適正な期間損益計算を行うために、実際の退職給与金支払時に一括で費用計上するのではなく、毎年度発生する費用及び負債（引当金）の計上が求められている。

具体的には、当該年度末に全職員が退職すると仮定した場合に支払うべき退職給与金総額（＝簡便法による退職給与引当金要引当額）から前年度末に全職員が退職していた場合に支払うべき退職給与金総額を控除した金額を費用として計上する必要がある。

しかし、本市ガス事業にあっては、退職給与金の費用計上を「期間損益計算の平準化」を名目に予算で統制しており、実支払額が予算額を上回る場合は引当金の取崩しを行う方式をとっている。そのため、退職者が増加している近年は、退職給与引当金残高が次表のとおり激減している。

(単位：千円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度
退職給与金子算計上額 ①	190,000	85,606	105,606	105,000
〃 実支払額 ②	177,707	148,045	116,905	149,017
退職給与引当金繰入額・取崩(△)額 ①-②	12,293	△ 62,439	△ 11,299	△ 44,017
退職給与引当金残高	165,866	103,427	92,128	48,111

(注) 21年度は、見込の金額である。

平成20年度末日に全職員が退職していた場合に支払うべき金額（簡便法による20年度末退職給与引当金要引当額）は11億9,159万5千円であったが、引当金残高9,212万8千円はその7.7%と極めて低い水準となっている。

なお、「地方公営企業会計制度等研究会（総務省が地方公営企業会計制度等の改正に向けた検討を行うため開催した研究会）」が21年12月に出した報告書においては、引当金についての基本的な方針として、

- ・退職給付引当金の引当てを義務化

（原則法によらない場合は、期末要支給額(簡便法)による算定を可とする。）

- ・計上不足額については、適用時点での一括計上が原則

（ただし、経過措置として、職員の退職までの平均残余勤務年数（最長15年以内）での対応を可とする。）

などが明記されており、この方針により、引当金を適正水準まで計上（計上不足額約11億円を一括計上）したと仮定すると、固定負債及び累積欠損も約11億円増加することとなり、累積欠損は約127億円となる。

## (7) 経営の状況（収益的収支の計画と実績）

中長期基本計画では、中長期財政計画の実現を重要施策に掲げ、目標達成に向け努力しているところである。

収益的収支に係る中長期財政計画と経営実績の対比（平成19～21年度）は次表のとおりであり、原料費高騰等の影響により経費負担が増大するも、料金の原料費調整幅の上限を超え、料金で原料費を回収することがで

きない状態が続いたこともあり、当初計画よりも累積欠損金が膨らむ結果となっている。

(単位：百万円)

区 分		19年度			20年度			21年度		
		計画	実績	差異	計画	実績	差異	計画	予算	差異
収 益 的 収 入	1 営業収益	6,874	6,955	81	6,929	7,215	286	7,028	7,959	931
	(1) 料金収入	6,550	6,703	153	6,605	6,901	296	6,704	7,631	927
	(2) 受託工事収益	94	46	△ 48	94	69	△ 25	94	49	△ 45
	(3) その他	230	206	△ 24	230	245	15	230	279	49
	2 営業外収益	103	77	△ 26	96	84	△ 12	96	87	△ 9
	(1) 補助金	22	25	3	15	25	10	15	28	13
	(2) その他	81	52	△ 29	81	59	△ 22	81	59	△ 22
	3 附帯事業収益	100	90	△ 10	100	88	△ 12	100	106	6
	収 入 計	7,077	7,122	45	7,125	7,387	262	7,224	8,152	928
	収 益 的 支 出	1 営業費用	6,509	7,270	761	6,358	7,500	1,142	6,405	7,566
(1) 職員給与費		1,083	948	△ 135	1,083	971	△ 112	1,083	954	△ 129
(2) 経費		3,422	4,347	925	3,312	4,509	1,197	3,431	4,529	1,098
(3) 減価償却費		2,004	1,975	△ 29	1,963	2,020	57	1,891	2,083	192
2 営業外費用		1,075	1,062	△ 13	691	688	△ 3	427	449	22
(1) 支払利息		492	492	0	448	459	11	407	434	27
(2) その他		583	570	△ 13	243	229	△ 14	20	15	△ 5
3 附帯事業収益		100	115	15	100	119	19	100	120	20
支 出 計		7,684	8,447	763	7,149	8,307	1,158	6,932	8,135	1,203
経 常 損 益		△ 607	△ 1,325	△ 718	△ 24	△ 920	△ 896	292	17	△ 275
特 別 利 益	0	5	5	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 失	0	0	0	0	39	39	0	0	0	
特 別 損 益	0	5	5	0	△ 39	△ 39	0	0	0	
当年度純利益(△純損失)	△ 607	△ 1,320	△ 713	△ 24	△ 959	△ 935	292	17	△ 275	
繰越利益剰余金(△累積欠損金)	△ 9,190	△ 10,660	△ 1,470	△ 9,214	△ 11,619	△ 2,405	△ 8,922	△ 11,602	△ 2,680	

(注) 1 計画数値は、中長期基本計画策定時(18年3月)のものである。

2 21年度予算は、当初予算の数値である。

計画策定後は、毎年決算時及び予算編成時に計画数値のローリングを実施しており、累積欠損金の解消年度は37年度までずれ込む見込みとなっている。

区 分	年 月	累積欠損金		備 考
		20年度(最大)	解消年度(見込)	
16年度料金改定時	16年8月	約95億円(見込)	27年度	
中長期基本計画策定時	18年3月	約92億円(見込)	—	
20年度末決算時	21年3月	約116億円(実績)	37年度	18年10月～21年3月まで、原料費調整制度機能せず(影響額:約8億8千万円)

#### (8) まとめ

① 経営基盤の健全化に向けては、職員数の削減や手当の見直しなどを着実に進めているところである。

しかし、企業債残高については年々減少しているものの、LNG製造設備増強や経年管対策のために新規に発行したことから、中長期基本計画の目標値には達しなくなっている。

また、原料費高騰分を料金で回収できない状況が続いたことなどから、累積欠損金も当初の見込みよりも膨らんでおり、その解消年度も平成37年度と当初の予定よりも大幅に遅れる見込みとなっている。

② 退職給与引当金については、これまで発生主義による必要額が毎年度費用計上されていないこともあり、その残高は適正水準を大きく下回っている。

#### 7 まとめ(改善意見)

ガス事業の経営は、収入面においては、エネルギー間競争激化のあおりを受け、家庭用の供給戸数及び販売量が減少していることや、原料費高騰分をガス料金に転嫁できない状況が続いたことなどから料金収入が伸び悩

み、一方、支出面においては、熱量変更事業実施などの費用が高んだことから、平成20年度末で約116億円もの累積欠損が発生する状況となっている。

このような厳しい経営状況を踏まえ、本市におけるガス事業については、その将来的な展望を見据えながら、市民にとってより良いガス事業のあり方を常に追求していかなければならない。

一方、現状においては、これまで以上に経営効率化とガス拡販営業強化による収益確保に最大限の努力を要することは言うまでもなく、インセンティブ導入などの民間的な発想を取り入れ、これまで以上に大胆な施策を講じるとともに、以下の事項に留意しながら、経営状況を好転させるべく取り組まれない。

(1) 中長期基本計画の着実な推進及び見直しについて

ガス事業における基本計画は22年度が最終年度であることから、管理指標の目標達成に向け最大限の努力を必要とするほか、23年度からの新計画策定に際しては、エネルギー環境の変化に的確に対応した計画内容の見直しを行うことが望まれる。

また、管理指標に掲げられている経営分析手法の確立に際しては、経営コンサルタント等の外部有識者による経営分析を積極的に取り入れ、的確な助言を得ながら、それを着実に実行することにより、経営状況の好転に向け鋭意取り組まれない。

(2) 適時適切な料金見直しについて

今後の料金見直しについては、健全な事業運営を確保するため、ガス事業を取り巻く情勢の変化を的確に捉え適時適切に行うことが望まれる。

また、その改定理由について、お客さまに対する説明責任を確実に果たすよう努められたい。

(3) 家庭用における営業の強化について

供給戸数、販売量ともに減少が続いている家庭用営業においては、新築・リフォーム時のオール電化への移行を食い止めるため、これまで以上に既存客への啓発営業活動を積極的に展開することが望まれる。

また、サブユーザーとの連携については、営業委託制度等を十分活用するとともに、創意工夫を凝らし効果的かつ粘り強い営業活動を行うことが望まれる。

(4) 退職給与引当金の適正計上について

退職給与引当金については、これまでも「簡便法」による計上が適当であるとされてきたが、総務省による「地方公営企業会計制度等研究会」において、引当金計上についての基本的な方針が改めて示されたことから、現行の引当金計上方法を改善するとともに、計上不足額解消に向けた会計処理を遅滞なく実施することが望まれる。

●金沢市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した財務事務監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成22年3月31日

金沢市監査委員	篠	田	健
金沢市監査委員	中	島	秀雄
金沢市監査委員	玉	野	道
金沢市監査委員	中	西	利雄

第1 監査の概要

1 監査の対象部局及び実施期間

監査の対象部局等		実施期間
企業局	経営企画部	平成21年6月5日 } 平成22年3月25日
	経営企画課、企業総務課	
	営業部	
	お客さまサービス課、営業開発課	
	建設部	
建設課、維持管理課		
	施設部	



ガス課、上水・発電課、水処理課

## 2 監査を執行した監査委員

篠田 健、中島秀雄、玉野 道、中西利雄、宮保喜一、田中 仁

なお、宮保喜一、田中 仁は平成21年6月11日に退任し、代わって同月12日に玉野 道、中西利雄が就任した。

## 3 監査の範囲

平成21年度における財務に関する事務（ただし、必要と認められた平成20年度以前の事務を含む。）

## 4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) その他必要と認める項目

## 5 監査の方法

財務に関する事務が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査にあたっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

## 第2 監査の結果

財務に関する事務の執行は、監査した範囲においてはおおむね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善を必要とする事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

## 1 収入に関する事務

延滞金徴収事務

[指摘事項（改善を必要とする事項）]

下水道事業受益者負担金並びに公法上の債権として取り扱っているガス料金、水道料金及び下水道使用料に係る延滞金について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも徴収体制を強化する必要がある。

【お客さまサービス課、建設課】

## ●金沢市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した行政監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成22年3月31日

金沢市監査委員	篠	田	健
金沢市監査委員	中	島	秀雄
金沢市監査委員	玉	野	道
金沢市監査委員	中	西	利雄

## 第1 監査の概要

## 1 監査のテーマ及び選定理由

## (1) 監査のテーマ

「財務会計事務に係る職員の育成について」

## (2) テーマの選定理由

地方公共団体が住民の福祉の増進を図るには、行政運営の有効性及び効率性の確保に努める必要があるが、その前提として、業務の執行において法令等を遵守すること、すなわち合法性・合規性の確保が重要となる。財務会計事務はルールが詳細に定められた基礎的業務の一つであり、当該事務が適正に行われることは、行財政の適正運営と市民の市政への信頼を確保するうえで極めて重要である。

一方、地方公共団体が高度化、多様化する市民ニーズに的確かつスピーディーに対応し、地方分権や行政改革を推進していくためには、主体的に政策の形成・実現を推進する機能を高める視点で人材育成を進めていか

なければならない。しかし、そのためには、職員の政策形成能力のみならず、その土台となるべき財務会計事務などの基礎的業務の遂行能力を確実に向上させていくことが必要不可欠である。

そこで、本市における財務会計事務に係る職員の育成が十分かつ効果的に実施されているかについて監査し、当該事務に係る職員育成の推進に資するものである。

## 2 監査の対象

以下の課において実施している財務会計事務に係る職員の育成に関する事務及びその推進体制を監査の対象とした。

- ・職員研修及び人事管理を所管する課 職員課
- ・財務会計事務に関し指導的役割を担う課 総務課、監理課、財政課、会計課

## 3 監査の期間

平成21年6月5日から平成22年3月25日まで

## 4 監査の方法

財務会計事務に係る職員の育成が適切に行われているかを主眼において、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、書面調査を行うとともに関係職員から説明聴取を行った。

## 5 監査の着眼点

- (1) 財務会計事務に係る職員の育成が計画的、効果的に行われているか。
- (2) 財務会計事務に係る研修等の内容が十分なものとなっているか。
- (3) 財務会計事務の執行に必要な情報が適時適切に提供されているか。

## 6 監査を執行した監査委員

篠田 健、中島秀雄、玉野 道、中西利雄、宮保喜一、田中 仁

なお、宮保喜一、田中 仁は平成21年6月11日に退任し、代わって同月12日に玉野 道、中西利雄が就任した。

## 第2 監査の結果

監査の対象とした財務会計事務に係る職員の育成については、おおむね適切に行われていると認められた。

なお、職員の育成の概要及び財務会計事務に係る職員育成の状況並びに改善意見は、以下のとおりである。

### 1 職員の育成の概要

#### (1) 人材育成基本方針の概要

平成9年11月に国が定めた「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」では、各地方公共団体が長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を策定することとされている。

本市においては、地方分権を推進し、市民ニーズの高度化、多様化に適切に対応しうる職員の能力開発を効果的に推進するため、12年1月に「人材育成基本方針」を策定し、21世紀の金沢を担う職員の育成と意欲の向上に取り組んでいるところである。

本市の基本方針における人材育成とは、「能力」と「意欲」を開発・向上させることであり、そのためには、中期的・長期的な視点に立ち、計画的かつ総合的な取組を行っていくことが必要であるとしている。

本市の基本方針の概要は、次のとおりである。

#### ① 求められる職員像

##### 求められる職員像

— 分権型社会に対応し、自らの責任で課題を解決していく  
自治体の力量は、職員一人ひとりの能力に左右される —

- ① 市民一人ひとりの幸せを願い、住民や地域への貢献を最優先に考える職員
- ② 全体の奉仕者として、意欲と情熱を持って職務に取り組む職員
- ③ 金沢の独自性（学術文化・伝統環境）とヒューマン・コミュニティーを大切にし、思いやりや広い視野と豊かな感性を持つ職員
- ④ 絶えず自己啓発に努め、高い見識を持って行動する職員

#### ② 人材育成システム

上記の求められる職員像をめざして能力を開発していくため、職員の意欲向上に大きな影響を与えると

もに、能力開発の機会の多い「職場」を人材育成の中心として位置付けたことから、職場のあり方や人事管理全般を人材育成の視点から見直し、新しい人材育成システムを構築する必要があるとしている。

すなわち、「職場で育てる金沢市の人材」（職場管理）を中心的な柱に位置付け、人材の計画・開発・活用・評価を基幹システムとし、これに関連する採用・研修・異動・勤務評定・給与・昇任の各制度をトータル化して、職員の個性を尊重しながら、能力開発を支援していく体制を確立していくとしている。

### ③ 能力開発の方法

能力開発は、職場において日常業務を通じて行う職場研修（on-the-job training）、本来の職務から離れた場所で実施する職場外研修（off-the-job training）、職員自身が自発的に取り組む自己啓発（self-development）の3つを柱とし、これらを有機的に連携させ、効果的に人材育成を推進する必要があるとしている。

職場研修は、講義形式で行う研修だけでなく、日常業務を通じてあらゆる機会をとらえて行う指導のことであり、計画的かつ継続的に職員個人の特性に応じたきめ細やかな指導が可能であることから、人材育成の中心と言われている。基本方針では、基礎的能力から高度な業務遂行能力に至るまでの能力開発を図る場として、組織的、計画的に職場研修を推進していくとしている。

職場外研修は、多数の職員に一定期間集中的に行えることから、職務を遂行するうえで必要な共通の体系的な知識を学習したり、高度・専門的な知識を学習する際に効果的であると言われている。基本方針では、参加型の研修への重点化やニーズに即応した能力開発研修の充実などを図るとしている。

自己啓発は、人材育成とは本人の意欲、主体性があるのはじめて可能となるものであることから、基本方針では、人材育成の原点と位置付け、自己啓発に取り組みやすい環境を整えていくとしている。

### ④ 人材育成推進体制の整備

この基本方針を実施に移すため、職場管理、人事管理、職員研修の各分野について、人材育成の推進体制の整備を図りながら、具体的方策、実施時期等を明らかにした実施計画を策定することとし、次の3点に取り組むこととしている。

#### （各部署等との連携強化）

人事部門は、各部署等との連携をとりながら、能力開発に対するニーズの把握に努め、研修内容等について積極的な見直しを行うとともに、職場研修や自己啓発をより支援していくことのできる体制づくりに努める。

#### （年度計画の策定）

効果的な人材育成を推進するため、基本方針に基づいた実効性の高い年度計画を策定する。

#### （基本方針の定期的な見直し）

時代の変化に対応した人材育成を推進するため、おおむね5か年を経過するごとに基本方針の見直しを行う。

この推進体制の整備に関しては、13年3月に基本方針の具現化に向け「人材育成基本方針実施計画」を策定しており、更に、22年3月には基本方針を継承しつつ、環境の変化も踏まえて、24年度までの3年間で取り組む事項を明らかにした「人材育成実行計画」を策定したところである。

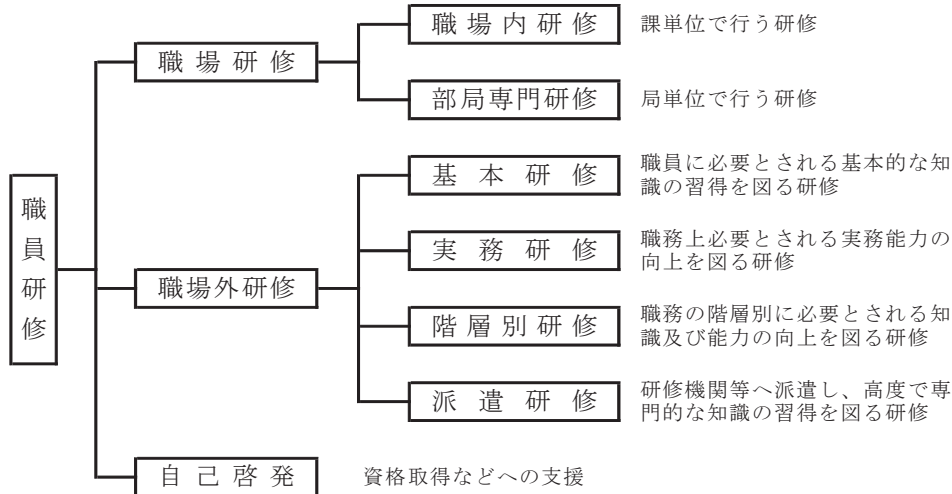
## (2) 職員研修の概要

人材育成基本方針においては、既述のとおり、職場研修、職場外研修、自己啓発を能力開発の3つの柱とし、職員研修の充実を図るとしている。

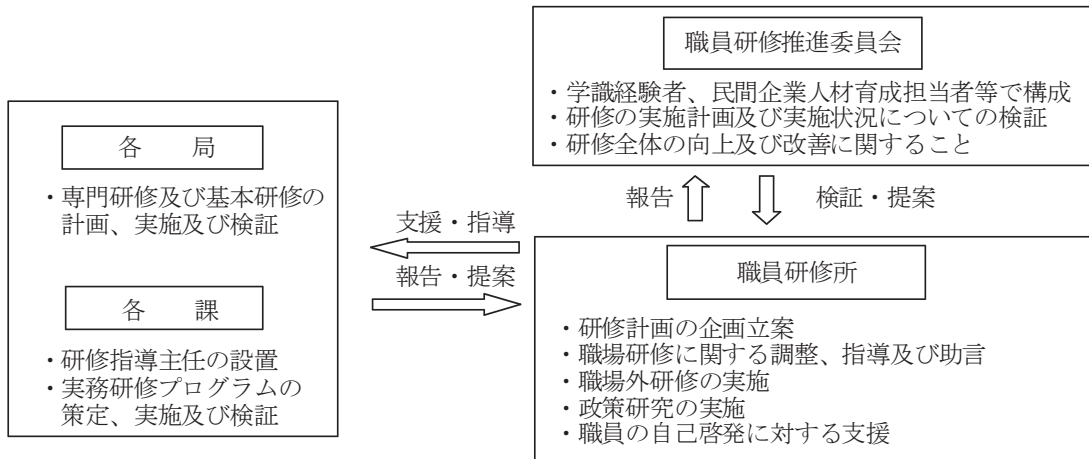
更に、平成16年6月の地方公務員法（昭和25年法律第261号）改正により、「地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定める」ことが追加され、人材育成基本方針の中で「研修に関する基本的な方針」を定めることが義務付けられたところである。

こうした経緯から、本市においては、19年3月に金沢市職員研修規程（昭和38年訓令甲第4号）を大幅に改正し、職員及び所属長の責務や職員研修所の役割を明らかにするとともに、毎年度、研修計画を企画立案し、効率的かつ効果的な職員研修の実施に取り組んでいる。

職員研修の体系は、次のとおりである。



また、職員研修所と各職場等の関係は、次のとおりである。



① 職員研修所

職員の資質の向上と勤務能率の増進を図るため、職員課に職員研修所を設置している。組織は副市長を所長とし、次長及び職員は職員研修に関する事務を所管している職員課職員が任命されている。

主な役割は、研修計画の企画立案、職場研修に関する調整・指導及び助言、職場外研修の実施などである。

② 研修計画

職員研修所長が毎年度、市全体の研修計画を定めており、本年度の研修計画の主な内容は次のとおりである。

ア 分権型職員研修の推進（職場研修の徹底）

人材育成基本方針では、職場を人材育成の中心と位置付けており、このため、研修計画においても19年度から分権型職員研修に取り組み、職場研修の徹底を図っている。分権型職員研修は、

- ・各局が責任を持って主体的に研修を実施することで専門性を高める。
- ・市民との連携の中で職員研修を通じたフィードバックを行い政策につなげる。
- ・職員研修所は各局の研修支援と研修全体の検証に基づく指導を行う。

ものである。

具体的には、各局ごとに行う専門研修や各課において研修指導主任を中心に策定、実施する「実務研修プログラム」により、職場研修の徹底を図るとしている。

また、職員研修所は、専門性の高い講師の派遣等により職場研修への支援を行うとともに、学識経験者や民間企業人材育成担当者等をメンバーとする「職員研修推進委員会」を設置し、第三者の立場から研修計画及び実施状況の検証を行うとしている。

イ 職場外研修の充実と自己啓発への支援

職員研修所は、政策形成能力の向上のための実務研修を実施するとともに、地方分権時代に対応した専

門職員を養成するための派遣研修として、自治大学校や市町村アカデミーへ職員を派遣するなど、引き続き職場外研修の充実を図るとしている。

また、自己啓発への支援として、高度な専門的知識・技術を習得するため大学院博士課程への修学助成や専門性の高い資格取得への支援を引き続き行うとしている。

## 2 財務会計事務に係る職員育成の状況

### (1) 財務会計事務の概要

#### ① 財務会計事務

地方公共団体における財務事務とは、一般には、予算、決算、収入、支出、契約、財産（公有財産、物品、債権、基金）などに分類され、会計事務よりは広い概念とされている。会計事務とは、一般に収入、支出のうちの現実の収支の執行手続、決算、現金及び有価証券並びに物品に関する事務とされ、本市ではこれらを総称し「財務会計事務」としている。

財務会計事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）や同法施行令（昭和22年政令第16号）、同法施行規則（昭和22年内務省令第29号）のほか、金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）や金沢市契約規則（平成15年規則第1号）などの規定に基づき執行されている。

#### ② 財務会計事務に係る主な事務分担

財務会計事務は、基本的にはすべての課が執行するものであるが、財政課、会計課、監理課及び総務課（以下「財政課等4課」という。）にあつては、全庁的な調整や支援・指導を行う役割を担っている。財政課等4課の主な事務分担は、次表のとおりである。

区 分		主 な 事 務 分 担		
予 算	財政課	予算編成に関する事項		
		財政計画に関する事項		
		予算の配当及び進行管理に関する事項		
決 算	会計課	決算調製に関する事項		
	総務課	財産に関する調書の作成に関する事項		
収 入	会計課	歳計現金の出納及び保管に関する事項		
		現金出納員及び現金取扱員の事務に関する事項		
支 出	会計課	歳計現金の出納及び保管に関する事項		
		支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関する事項		
契 約	監理課	契約に関する事項（工事・製造・物品購入・測量・設計・建物の維持管理など）		
		工事の検査、物品の検収に関する事項		
財 産	公有財産	総務課	総務局長が総括（行政財産は所管局長、普通財産は総務課長が管理） 財産（物品を除く。）の取得、管理及び処分に関する事項	
		会計課	有価証券の出納及び保管に関する事項	
	物 品	会計課	物品の出納及び保管に関する事項	
			物品出納員及び物品取扱員の事務に関する事項	
	債 権	総務課	総務局長が総括（所管局長が管理）	
			財産（物品を除く。）の取得、管理及び処分に関する事項	
	基 金	総務課	総務局長が総括（所管局長が管理）	
			財産（物品を除く。）の取得、管理及び処分に関する事項	
	会計課	基金に属する現金の出納及び保管に関する事項		

### (2) 財務会計事務に係る職員育成の状況

財務会計事務に係る人材育成についても、市全体の人材育成基本方針や研修計画に位置付けられ、推進されている。

財務会計事務に係る人材育成を進め、事務を適正に執行していくためには、まずは、現在取り組んでいるように、各職場において当該事務を行う中で職員を十分に指導・育成し、事務遂行能力を高めることが肝要である。しかし、財務会計事務は全庁に共通する事務であることから、その成果や課題を職場内にとどめるだけでなく、これらを共有し評価や解決に取り組んでいくことでノウハウを蓄積させることができるものである。そ

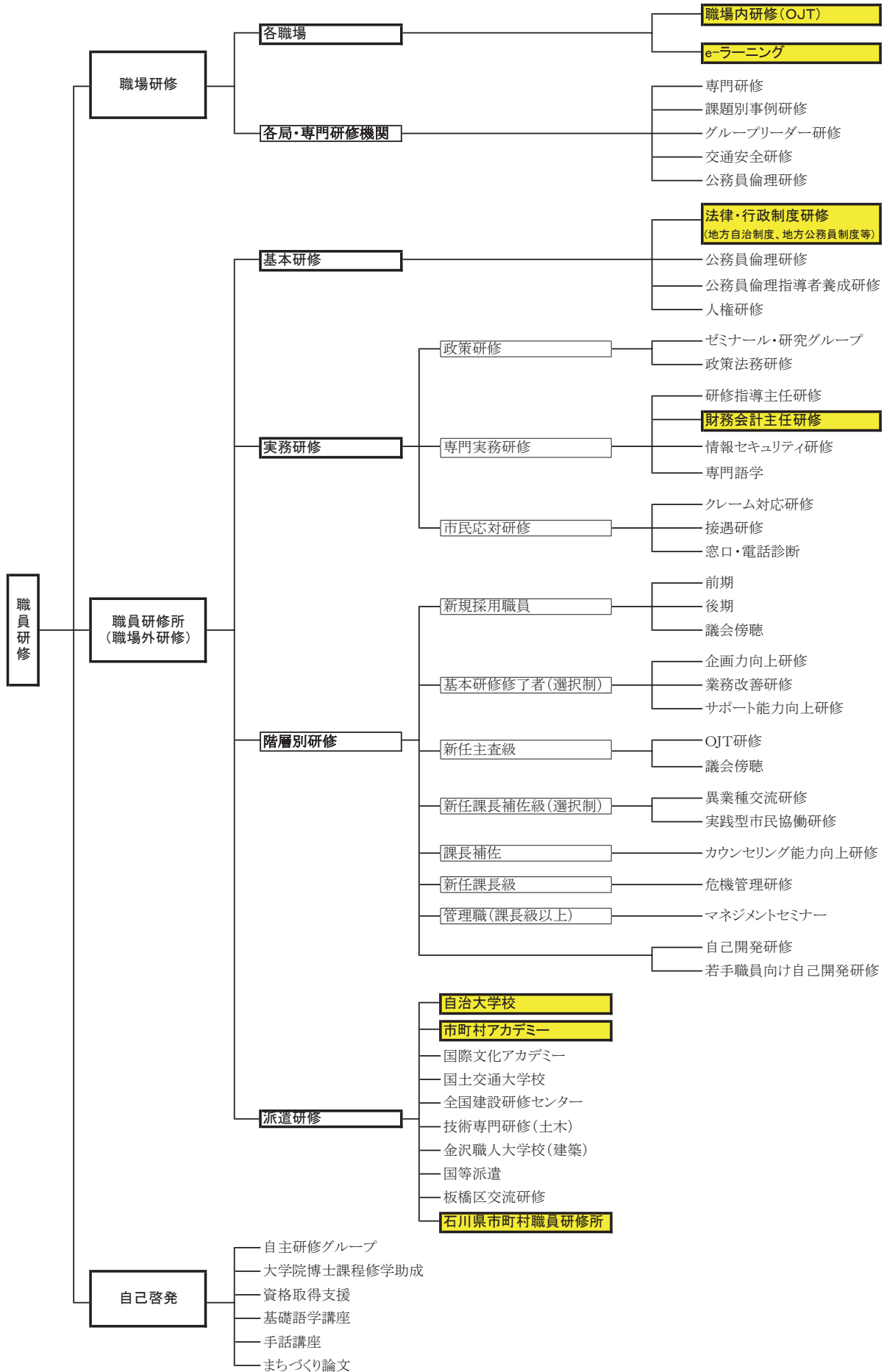
のノウハウを共有し、各職場における職員一人ひとりの育成に再び活用していくことが市全体の事務遂行能力の向上に資することになる。

これらの点に留意しながら、以下、職員研修所が策定した研修計画に基づく育成状況、財政課等4課が各課の事務担当者に対し実施している支援等の状況、事務執行に必要な情報の提供について記述していくこととする。

① 研修計画に基づく育成状況

職員研修所では、毎年度、研修計画を見直しながら職員の育成に取り組んでいるところである。

本年度の研修計画に基づく職員研修全体の体系は次のとおりであり、以下、財務会計事務に関する研修について記述する。



(注)      は、財務会計事務に関する研修である。

## ア 職場内研修 (OJT)

分権型職員研修を推進し、人材育成の中心と位置付けられる職場内研修をより充実させるため、平成19年度から各職場において所属長や所屬長を補佐する研修指導主任が実務研修プログラムを策定・実施している。

財務会計事務に係る職員の育成については、次のとおり、この研修プログラムにより実施されており、また、中間監督者として各課に配置されている財務会計主任が、その中で指導者としての役割も担っている。

## (ア) 実務研修プログラムによる職場内研修

実務研修プログラムは、各職場が年度当初に研修の必要性を整理し研修目標を明らかにしたもので、年度末にはその効果や課題等を検証し、職員研修所に報告することとなっている。

監査対象課が策定した実務研修プログラムのうち財務会計事務に関する内容をみると、日常業務を通じ財務会計主任や各グループリーダーが職員を随時指導するほか、課内研修の開催や業務マニュアルの整備、外部研修機関への職員派遣などを行うこととなっており、それぞれ必要と判断したプログラムを実践している。

なお、職員研修所は、職場内研修に関する調整、指導及び助言を行う役割を担っているが、庁内講師の紹介・機材等の貸出しや優れたプログラム事例を各課に紹介するといった支援にとどまっており、めざすべき到達水準や標準的な実施方法を示すなど職場内研修の機能向上のための支援を行うまでには至っていない。このため、本年度策定された人材育成実行計画に基づき、次年度から職場内研修のノウハウを学び指導力の向上を図るため、研修指導主任を対象とした職場外研修を実施する予定である。

## (イ) 財務会計主任の配置

財務会計主任は、財務会計事務の適正化を図るとともに中間監督層の役割意識の徹底と厳正な職務遂行の確保を図ることを目的に、19年度から予算執行課に配置されており、21年7月現在、88名が任命されている。

財務会計事務に係る起案は財務会計主任のチェックを経て決裁することとされ、職場内研修を実施する役割も担っている。財務会計主任は、原則として、財政課、会計課、監理課経験者や予算事務経験者の中から、課長補佐級又は主査級の職員が選任されている。

なお、財務会計主任の配置により職場内で財務会計事務に関し職員の指導・育成が行われていることは評価できるものであるが、各職場の現状や課題を全庁的に集約し、よりよい制度とするための取組までは行われていない。

このように、各職場において、財務会計事務に関する職場内研修の充実に取り組んでいるものの、その実施や効果の検証は各職場に個々に委ねられた状況になっている。今後は、各職場における人材育成の効果は市全体で高めるという観点から、各職場における研修の効果や事務執行上の課題等を共有し、改善していく仕組みづくりを検討することが望まれる。

## イ e-ラーニング

e-ラーニング (electronic learning) とは、インターネットなどを利用した学習のことをいう。e-ラーニングは、同一時間、同一場所に集合して受講する必要がなく、多数の職員に対し一時期に実施できるとともに、自分のペースや達成度に応じて学習を進めることができるというメリットがある。

当該研修は、職員研修所が基礎知識の定着を図るため、全職場を対象に実施しているものである。財務会計実務に関するドリル (問題集) は、財政課、会計課及び監理課職員が独自に作成しており、必要な基礎知識を習得するとともに、事務処理の誤りを防止する観点から出題している。e-ラーニングは、20年度から導入されたものであるが、本年度は、対象を全職場とし、受講者数を拡大するとともに、内容も財務会計事務のほか、市の重点施策等を追加するなど改善に努めている。

研修目的	研修対象	研修内容等
財務会計実務等についての理解を深めるため、ドリル (市独自の問題集) を繰り返し行うことで、基礎知識の定着を図る。	全職場の担当課長補佐 以下293名 (1課所当たり1~7名)	インターネットを利用し、自席で自分のペースに応じ学習する。1日10~30分を目安に約90問の問題を解く。(財務会計事務に関する問題は60問)



また、各課には、受講者を支援する指導者（研修指導主任や財務会計主任）を置き、受講者の進捗状況を把握するとともに、受講者に対し根拠法令や財務会計ハンドブック等を確認するよう指導することとしており、研修効果を高めるよう工夫している。

なお、受講後、受講者及び指導者にアンケート調査を実施し、ニーズを把握し次年度につなげている。

#### ウ 地方自治制度研修

職員に必要とされる基本的な知識の習得を図る基本研修として、主査考査受験前の職員を対象に、地方自治制度、地方公務員制度、民法などの法律・行政制度の研修を実施している。そのうち、地方自治制度研修の一部において、財務会計事務に関する内容があり、若手職員が基礎知識を習得する機会となっている。当該研修の講師は、自治大学校に派遣された職員が務めている。

研修目的	研修対象	研修内容等
地方自治制度の基本的知識の習得を図る。	主査考査受験前の職員 (事務職及び技術職) 前期 35名 後期 26名	3日(12時間) うち、財務会計事務に関する講義は約1時間 年2回開催しており、受験までに希望の時期に受講

なお、受講後、効果測定を行い、合格点に達しない場合には再履修を義務付けている。

#### エ 財務会計主任研修

職務上必要とされる実務能力の向上を図る実務研修として、新任の財務会計主任を対象に実施しており、講師は、財政編については、財政課職員、会計編・旅費編は会計課職員、契約編は監理課職員が務めている。財務会計主任を対象とする職場外研修は当該研修のみである。

研修目的	研修対象	研修内容等
各課における財務会計事務の適正化を図るとともに、財務会計主任の役割意識の徹底と厳正な職務遂行の確保を図る。	新任の財務会計主任 25名	3時間 財務会計主任の役割や財政・会計・旅費・契約について失敗事例や誤りやすい点を交えて講義

なお、受講後のアンケート調査などニーズの把握は行われていない。

#### オ 派遣研修

##### (ア) 自治大学校

自治大学校は、全国の地方公共団体職員を対象とした総務省所管の専門的な研修機関であり、本市ではスペシャリストを養成するため、職員を派遣している。

研修目的	研修対象	研修内容等
専門的な研修機関に派遣し、スペシャリストを養成する。	主査級職員 1名 課長補佐級職員 1名 (選考)	政策形成能力及び行政管理能力の養成に重点を置いた地方行財政論や公共政策論などについて、他都市の職員とともに講義や課題演習を集中して行う。 ・第1部(6か月)主査級職員 ・第2部(3か月)課長補佐級職員

なお、受講者はあらかじめ研修目標を明らかにし研修に臨み、受講後に研修レポートを作成するか、研修効果を職場で共有するための伝達研修を行うこととなっている。また、既述した地方自治制度研修の講師を次年度務めることとされている。

##### (イ) 市町村アカデミー(市町村職員中央研修所)

市町村アカデミーは、全国の市町村職員を対象とした専門的な研修機関であり、本市ではスペシャリストを養成するため、様々な研修に職員を派遣している。財務会計事務については、毎年度、財政課及び会計課職員を各1名派遣している。

研修目的	研修対象	研修内容等
専門的な研修機関に派遣し、スペ	各局の推薦職員	財政運営や財務会計の今日的課題について、他都市

シャリストを養成する。	財政課職員 1名 会計課職員 1名	の職員とともに講義や課題演習を集中して行う。 (約10日間)
-------------	----------------------	-----------------------------------

なお、受講者はあらかじめ研修目標を明らかにし研修に臨み、受講後に研修レポートを作成するほか、研修効果を職場で共有するための伝達研修を行うこととなっている。

(ウ) 石川縣市町村職員研修所

石川縣市町村職員研修所は、県内の市町職員を対象とする研修機関であり、本市では受講者を原則公募している。財務会計事務に関し本年度は、財務事務（基礎）研修と入札・契約事務研修に職員を派遣している。なお、監理課では、工事契約担当の新規配属職員を入札・契約事務研修に派遣することとしている。

研修目的	研修対象	研修内容等
専門分野に関する高度な知識の習得や実務能力の向上を図る。	所属長の推薦職員（公募）	県内の市町職員を対象とした講義（1～2日間） ・財務事務（基礎） 4名 ・入札・契約事務 2名

カ 滞納整理実務研修（隔年（20年度）実施）

職務上必要とされる実務能力の向上を図る実務研修として、滞納整理の専門的知識と対人折衝技術を身につけるため、徴収事務担当職員を対象に20年度から隔年で外部講師による研修を実施している。

研修目的	研修対象	研修内容等
（前期） 滞納整理に関する専門的知識を学び、市全体の滞納額の減少につなげる。	徴収事務担当職員 (20年度 13名)	1日（7時間） 滞納整理の基本的事項や財産調査・差押えについての講義
（後期） 演習を通して交渉スキルを学び、市全体の滞納額の減少につなげる。	徴収事務担当職員 (20年度 12名)	1日（6時間） 滞納整理に関する対人折衝能力の向上について、演習を交えた講義

なお、受講後、アンケート調査を実施し、ニーズの把握に努めている。

② 財政課等4課が実施している支援等の状況

既述のとおり、財政課等4課は財務会計事務に関して全庁的な支援・指導を行う役割を担っていることに加え、当該事務に関する職場内研修や派遣研修が充実していることから、各課の事務担当者に対して支援等を行うための能力を十分に有しているといえる。

そこで、財政課等4課が各課の事務担当者に対し実施している支援等の状況を課別にみると次のとおりとなっている。

ア 財政課

(ア) 日常業務における支援等

日常業務では、事務執行のチェック体制として支出事務に係る支出負担行為何時に合議により予算執行を確認しているほか、予算全般に関して個別に指導、助言を行っている。

(イ) 全庁的な研修、説明会等

研修名	研修目的	研修内容	研修実績等
財務会計実務研修	財務会計に関する実務的知識を習得し、適正な事務処理に役立てる。	予算執行についての留意事項ほか	・実施時期 4月 ・対象 事務担当者 ・参加人数 120名程度 ・時間数 1時間半
当初予算経常費要求説明会	経常費要求についての留意事項の説明中で、財務会計に関する実務的知識を習得する	経常費要求についての留意事項ほか	・実施時期 8月 ・対象 事務担当者 ・参加人数 120名程度 ・時間数 1時間半

当初予算編成方針説明会	政策経費要求についての留意事項の説明中で財務会計に関する実務的知識を習得する。	政策経費要求についての留意事項ほか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期 11月</li> <li>・対象 事務担当者</li> <li>・参加人数 120名程度</li> <li>・時間数 1時間半</li> </ul>
-------------	---	-------------------	---

(注) 財務会計実務研修では、ほかに会計課、監理課も説明を行っている。

#### イ 会計課

##### (ア) 日常業務における支援等

日常業務では、事務執行のチェック体制として支出事務に係る支出負担行為等の確認や支出命令の審査等を実施しているほか、具体的な予算執行や物品出納などに関し個別に指導、助言を行っている。

##### (イ) 全庁的な研修、説明会等

研修名	研修目的	研修内容	研修実績等
現金出納員事務研修	公金取扱事務に関する知識を習得し、適正な事務処理及び不正の未然防止に役立てる。	公金取扱事務の要点及び現金事務検査の指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期 8月</li> <li>・対象 現金出納員、公金受託者</li> <li>・参加人数 47名</li> <li>・時間数 1時間</li> </ul>
現金取扱員事務研修	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期 8月</li> <li>・対象 現金取扱員、公金受託者</li> <li>・参加人数 67名</li> <li>・時間数 1時間</li> </ul>

上記研修のほか、現金事務検査（年2回）や物品事務検査（5年一巡）を通しても各課への指導を行っている。

#### ウ 監理課

##### (ア) 日常業務における支援等

日常業務では、事務執行のチェック体制として各課の支出負担行為等を受け契約執行手続を行っているほか、契約事務について指導、助言を行っている。

このほか、各課において契約事務が適正に行われるための支援として、マニュアルの整備を行っている。

##### (イ) 全庁的な研修、説明会等

研修名	研修目的	研修内容	研修実績等
樹木管理検査及び清掃業務委託検査に係る説明会	検査事務のために必要な知識・技術を習得し公正で公平な成績評定を行う。	成績評定の仕方や基準の説明等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期 4月</li> <li>・対象 対象業務担当者</li> <li>・参加人数 44名</li> <li>・時間数 1時間半</li> </ul>
工事検査に係る説明会	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期 4月</li> <li>・対象 対象業務担当者</li> <li>・参加人数 44名</li> <li>・時間数 3時間</li> </ul>

#### エ 総務課

##### (ア) 日常業務における支援等

日常業務では、事務執行のチェック体制として行政財産の目的外使用許可申請時に合議により許可内容等の確認などを行っているほか、公有財産に関して個別に指導、助言を行っている。

##### (イ) 全庁的な研修、説明会等

本年度は実施していない。

## ③ 財務会計事務の執行に必要な情報の提供

財務会計事務は全庁に共通する事務であり、当該事務に携わる職員も数多いことから、事務執行に必要な情報を確実に提供することが重要となっている。

## ア 通知等による情報提供

監査対象課においては、法令等の改正や運用の変更があった場合、随時、説明会の開催や各課長あての通知等により周知している。また、通知文など財務会計事務の執行につき必要な情報はそれぞれ庁内ネットワーク上にも掲載することとしている。

なお、掲載した情報は、職員が必要に応じ閲覧できることから確実かつ効率的な方法ではあるものの、様々な情報が掲載されているため、重要度が判別しにくい、最新情報かどうか分からない、必要情報がどこに掲載されているかわかりにくいといった点も見受けられる。

## イ マニュアル等による情報提供

監査対象課においては、実用的な各種マニュアル等を作成し、職員が適正に事務を執行するための支援に努めている。また、これらは職員の誰もが利用できるよう庁内ネットワーク上に掲載され、事務の執行だけでなく職員の自発的学習の際にも役立っている。

そのうち、財務会計ハンドブックは、事務執行の根拠となる関係法令の掌握と内容の理解がしやすいよう、監査対象課の職員の手により本市独自に作成された手引きであり、既述のe-ラーニングや財務会計主任研修にも効果的に活用されるなど評価できるものである。

ハンドブックの主な項目は、次表のとおりである。

区 分	主 な 項 目
財政編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算（予算の種類、予算の原則、予算の内容、予算の編成、予算の執行、予算の繰越）</li> <li>・ 補助金交付事務</li> <li>・ 基金（基金の種類、基金の管理、基金の運用、基金の処分）</li> </ul>
会計編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出納機関</li> <li>・ 収入（徴収事務、収納事務）</li> <li>・ 支出（支出の基本原則、支出の制限、支出の種類）</li> <li>・ 決算（決算の調製など）</li> <li>・ 歳入歳出外現金及び保管有価証券</li> <li>・ 物品（物品の分類、物品の出納、物品の管理）</li> </ul>
旅費編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅費計算</li> </ul>
契約編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約（契約の種類、契約の方法、契約の締結、監督及び検査）</li> </ul>
財産編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公有財産（公有財産の範囲、公有財産の分類、公有財産の取得事務）</li> <li>・ 行政財産（行政財産の管理、目的外使用許可）</li> <li>・ 普通財産（普通財産の管理及び処分、貸付）</li> </ul>

なお、内容の一部に更新が遅れているものが見受けられるほか、債権管理に関する記述については十分とはいえない状況である。

## 3 まとめ（改善意見）

財務会計事務に係る職員の育成については、人材育成基本方針及び研修計画に基づき、職場内研修を中心に、職場外研修や監査対象課による支援・指導が行われており、おおむね適切に執行されていると認められた。今後は、次の事項について検討のうえ、職員育成の一層の推進に努められたい。

## (1) 全庁的な実務水準向上をめざすための人材育成の推進

財務会計事務に携わる人材を育成し、当該事務を適正に執行していくためには、職員一人ひとりの資質向上はもとより、市全体の事務遂行能力の向上が求められるところである。そのためには、まずは、各職場において、所属長や財務会計主任が中心となり計画的かつ効果的に職場内研修に取り組んでいくことが重要である。その上で、市全体で各職場における研修の効果や事務執行上の課題等を共有・評価し、改善していくPDCAマネジメントサイクルを実践していくことが欠かせないところである。

今後は、職場内研修の一層の充実を図ることに加え、職員研修所と各職場が連携しながら評価・検証を進め、より計画的かつ効果的に職員を育成するシステムづくりを推進することが望まれる。

なお、財務会計主任については、自ら必要な知識や指導力の向上に鋭意努めていくことが求められるが、その役割や責任をより一層明確化するとともに、果たした成果を積極的に評価するなど職員の意欲を高める仕組みづくりについても検討を進めることが望まれる。

(2) 各職場の事務執行を支えるための情報提供の充実

各職場において、財務会計事務を適正に執行するためには、当該事務の執行に必要な情報や職員が主体的に学習するための情報を確実に提供していくことが重要である。

今後は、職員が必要な情報をより確実に得ることができるよう、情報の適時適切な更新や内容の充実に努められたい。特に債権管理事務については、事務執行を行う課以外のチェック機能が働きにくいことから、その情報提供に留意されたい。

加えて、庁内ネットワークを利用した情報の掲載方法については、監査対象課が連携・協力し、例えば、通知等の重要度が判別できるようにしたり重要情報を財務会計事務の体系ごとに整理し一覧化することにより検索・参照しやすくするなど、一層の工夫を凝らすことも望まれる。

●金沢市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した工事監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成22年3月31日

金沢市監査委員 篠 田 健  
 金沢市監査委員 中 島 秀 雄  
 金沢市監査委員 玉 野 道  
 金沢市監査委員 中 西 利 雄

1 監査対象及び監査期間

(金額 単位：円)

番号	対象課	対象工事名	契約金額 (請負出来高額)	工事期間	監査期間
1	教育総務課	金沢市立工業高等学校改築工事第2期 (建築工事)	571,176,900	H20.6.24～ H21.8.3	H20.8.8～ H22.3.25
2	教育総務課	金沢市立工業高等学校改築工事第2期 (電気設備工事)	156,135,000	H20.6.27～ H21.8.31	H20.8.8～ H22.3.25
3	教育総務課	金沢市立工業高等学校改築工事第2期 (空調設備工事)	61,887,000	H20.7.8～ H21.8.31	H20.9.5～ H22.3.25
4	教育総務課	金沢市立工業高等学校改築工事第2期 (給排水衛生設備工事)	68,250,000	H20.7.8～ H21.8.5	H20.9.5～ H22.3.25
5	教育総務課	浅野川中学校校舎耐震補強工事(2期)	125,160,000	H21.3.23～ H21.9.30	H21.5.11～ H22.3.25
6	教育総務課	高岡中学校校舎耐震補強工事(2期)	113,347,500	H21.3.31～ H21.10.14	H21.5.11～ H22.3.25
7	建設課	平成20年度 柳瀬川1号雨水幹線築造工事 (補助)	63,385,350	H20.12.11～ H21.8.24	H21.2.6～ H22.3.25
8	建設課	平成20年度 柳瀬川1号雨水幹線築造工事 (単独)	9,219,000	H20.12.11～ H21.8.24	H21.2.6～ H22.3.25
9	建設課	平成20年度 浅野池田污水幹線管渠築造 工事(2工区)	302,242,500	H20.9.19～ H21.9.30	H20.11.7～ H22.3.25
10	道路建設課	武蔵・森山線電線共同溝整備工事その2 (補助)	66,616,200	H21.3.4～ H21.9.30	H21.5.11～ H22.3.25
11	道路建設課	武蔵・森山線電線共同溝整備工事その2 (地特)	7,511,700	H21.3.4～ H21.9.30	H21.5.11～ H22.3.25
12	道路建設課	疋田上荒屋線(北安江) 高架橋上部工 事	151,635,750	H20.10.24～ H21.10.29	H20.12.8～ H22.3.25
13	道路建設課	新幹線側道伏見川橋梁下部工事	131,743,500 (40,716,752)	H21.1.13～ H21.10.15	H21.3.9～ H22.3.25

14	水処理課	平成20年度 城北水質管理センター自家 発棟築造工事	187,880,700 (171,715,244)	H20.11.12 ~ H21.10.15	H21. 1. 5 ~ H22. 3. 25
15	建設課	本町1・2丁目地内ガス管及び配水管改 良工事	45,731,700	H21. 4. 30 ~ H21.10. 7	H21. 6. 8 ~ H22. 3. 25
16	建設課	平成21年度 磯部町ほか1町地内(3工 区) 管渠築造工事	67,292,400	H21. 5. 27 ~ H21.11.25	H21. 7. 6 ~ H22. 3. 25
17	建設課	平成21年度 磯部町地内(1-3工区) 管渠築造工事	11,595,150	H21. 5. 27 ~ H21.11.25	H21. 7. 6 ~ H22. 3. 25
18	建設課	平成21年度 北森本町ほか2町地内(13 工区) 管渠築造工事	59,696,700	H21. 5. 29 ~ H21.11.30	H21. 7. 6 ~ H22. 3. 25
19	建設課	平成21年度 北森本町地内(1-9工 区) 管渠築造工事	8,159,550	H21. 5. 29 ~ H21.11.30	H21. 7. 6 ~ H22. 3. 25
20	緑と花の課	神谷内町公園(仮称) 整備工事	33,887,700	H21. 5. 15 ~ H21.11.30	H21. 7. 6 ~ H22. 3. 25
21	水処理課	平成20年度 西部水質管理センター水処 理補機機械設備改築工事	116,025,000	H20.10.29 ~ H21.10.30	H20.12. 8 ~ H22. 3. 25
22	水処理課	平成20年度 西部水質管理センター水処 理補機電気設備改築工事	80,640,000	H21. 1. 21 ~ H21.10.30	H21. 3. 9 ~ H22. 3. 25
23	水処理課	平成20年度 臨海水質管理センター消化 タンク改良工事	168,406,350	H20.11.13 ~ H21.10.30	H21. 1. 5 ~ H22. 3. 25
24	道路建設課	橋場若宮線道路築造工事	121,997,400	H20. 9. 26 ~ H21.12.21	H20.11. 7 ~ H22. 3. 25
25	建設課	芳斉1丁目地内ガス管及び配水管改 良工事	18,781,350	H20. 9. 26 ~ H21.12.10	H20.11. 7 ~ H22. 3. 25
26	建設課	平成20年度 芳斉1丁目地内(9-4工 区) 管渠築造工事	8,212,050	H20. 9. 26 ~ H21.12.10	H20.11. 7 ~ H22. 3. 25
27	教育総務課	金沢市立工業高等学校改築工事第3期 (既設校舎解体工事)	105,469,350	H21. 8. 28 ~ H21.11.25	H21.10. 6 ~ H22. 3. 25
28	道路管理課	湯涌4号七曲町線橋梁災害関連工事(七 曲橋上部工)	58,901,850	H21. 3. 12 ~ H21.12.10	H21. 5. 11 ~ H22. 3. 25
29	緑と花の課	四十万市民広場(仮称) 整備工事(その 2)	70,290,150	H21. 7. 9 ~ H21.12.10	H21. 9. 7 ~ H22. 3. 25
30	文化政策課	金沢創作の森 藍・染織工房裏法面切土 整形工事	95,457,600	H21. 7. 13 ~ H21.12.25	H21. 9. 7 ~ H22. 3. 25
31	情報政策課	情報通信基盤整備工事(中継設備工事)	234,727,500	H21. 6. 23 ~ H22.1.29	H21. 8. 3 ~ H22. 3. 25
32	情報政策課	情報通信基盤整備工事(伝送路設備工 事)	282,030,000	H21. 6. 23 ~ H22.1.29	H21. 8. 3 ~ H22. 3. 25

## 2 監査を執行した監査委員

篠田 健、中島秀雄、玉野 道、中西利雄、山形紘一、宮保喜一、田中 仁  
以下、監査委員の退任及び就任は次のとおりである。

- ・山形紘一は平成21年3月31日に退任し、代わって同年4月1日に篠田 健が就任した。
- ・宮保喜一、田中 仁は平成21年6月11日に退任し、代わって同月12日に玉野 道、中西利雄が就任した。

## 3 監査の方法

工事の設計図書等関係書類を審査するとともに、施工状況を実地監査した。

## 4 監査の結果

工事の設計・施工及び事務手続については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に改善が望まれる事項があったが、軽微な事項であり関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

平成22年(2010年)3月31日 印刷	発行人	金 沢 市
平成22年(2010年)3月31日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市黒田1丁目65番地 カネモト印刷(株)